

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2024 年 8 月 27 日

GMO アドパートナーズ株式会社

2024年8月27日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOアドパートナーズ株式会社
代表取締役 橋口 誠



GMOインターネットグループ株式会社(以下「GMO-IG(株)」といいます。)及びGMOアドパートナーズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、2024年6月25日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2025年1月1日として、GMO-IG(株)がその営むインターネットインフラ事業(ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業)及びインターネット広告・メディア事業(以下、総称して「対象事業」といいます。)に関して有する権利義務を当社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第794条第1項)
別紙1に記載のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第192条第1号)
別紙2に記載のとおりです。
3. 会社法第758条8号に関する事項(会社法施行規則第192条第2号)
該当事項はありません。
4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第192条第3号)
該当事項はありません。
5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第192条第4号)
 - (1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等(同号イ)
別紙3に記載のとおりです。
 - (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(同号ロ)
該当事項はありません。
 - (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(同号ハ)
 - ① 剰余金の配当
 - i. GMO-IG(株)は、2024年2月13日開催の取締役会において、2023年12月期に係る期末配当として、2023年12月31日を基準日とし2024年3月

7日を効力発生日として、1株当たり14円20銭、配当総額1,507百万円の剰余金の配当を決議し、これを行いました。

- ii. GMO-IG (株) は、2024年5月10日開催の取締役会において、2024年12月期第1四半期に係る期末配当として、2024年3月31日を基準日とし同年6月17日を効力発生日として、1株当たり17円20銭、配当総額1,825百万円の剰余金の配当を決議し、これを行いました。
- iii. GMO-IG (株) は、2024年8月8日開催の取締役会において、2024年12月期第2四半期に係る期末配当として、2024年6月30日を基準日とし同年9月18日を効力発生日とする、1株当たり6円90銭、配当総額732百万円となる剰余金の配当を行うことを決議しており、当該配当の実施を予定しております。

② 無担保社債の発行

GMO-IG (株) は、2024年6月17日開催の取締役会決議に基づき、同年7月19日を条件決定日として、無担保社債を下記のとおり発行しました。

| | |
|--------|--|
| 銘柄 | GMO インターネットグループ株式会社第11回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) |
| 発行額 | 金100億円 |
| 各社債の金額 | 金1億円 |
| 利率 | 年1.944% |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 償還金額 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 払込期日 | 2024年7月25日 |
| 償還期限 | 2029年7月25日 (5年債) |
| 利払日 | 毎年1月25日及び7月25日 |
| 資金用途 | 借入金返済 |

③ 自己株式の消却

GMO-IG (株) は、2024年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2024年3月18日付で、GMO-IG (株) が自己株式として有するGMO-IG (株) 普通株式936,782株を消却いたしました。

④ 自己株式の取得

GMO-IG (株) は、2024年2月13日及び同年8月8日開催の取締役会決議において、以下のとおり、会社法第459条第1項及びGMO-IG (株) 定款の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決議いたしました。

| | |
|------------|---|
| 取得対象株式の種類 | GMO-IG (株) 普通株式 |
| 取得する株式の総数 | 290万株 (上限) (発行済み株式数 (自己株式を除く) に対する割合2.73%) |
| 株式の取得価額の総額 | 金50.0億円 (上限) |
| 取得する期間 | 2024年2月14日～2025年2月7日 |
| 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

⑤ 株式会社 Flatt Security の株式取得 (子会社化) 及び第三者割当増資引受

GMO-IG (株) は、2024年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2024年2月29日付で株式会社 Flatt Security の株式875,944株を取得するとともに、同

社が同日付で実施した第三者割当増資により、同社の株式 659,000 株を引き受け、同社を子会社化しました。

6. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 192 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

本吸収分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

GMO インターネットグループ株式会社(以下「甲」という。)及び GMO アドパートナーズ株式会社(以下「乙」という。)は、甲が、第 1 条に定める承継対象事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、2024 年 6 月 25 日(以下「本契約締結日」という。)付で、以下のとおり吸収分割契約を締結する(以下「本契約」という。)

第 1 条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めるところに従い、甲の営むインターネットインフラ事業(ドメイン事業、クラウド・ホスティング事業、アクセス事業)及びインターネット広告・メディア事業(以下「**承継対象事業**」という。)に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する(以下「**本吸収分割**」という。)

第 2 条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(吸収分割会社)

商号：GMO インターネットグループ株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号

(2) 乙(吸収分割承継会社)

商号：GMO アドパートナーズ株式会社

住所：東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号

第 3 条 (承継する権利義務)

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する権利義務(以下「**承継対象権利義務**」という。)は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 4 条 (本吸収分割に際して交付する対価)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務の承継の対価として、乙の普通株式 257,941,328 株を交付する。

第 5 条 (乙の増加する資本金・準備金等の額)

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条 (本吸収分割の承認等)

甲及び乙は、次条に定める効力発生日の前日までに、それぞれ、適用法令により必要となる手続(甲における取締役会及び乙における株主総会による本契約の承認を含むが、これらに限られない。)を行う。

第7条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、2025年1月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により、両当事者協議の上、これを変更することができる。

第8条 (変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日前日までの間に、第6条に定める乙の株主総会の承認が得られない場合、その他本契約の目的を達成できない重大な事由が発生した場合は、甲及び乙は、協議の上、本契約の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条 (競業避止義務)

甲は、効力発生日後において、承継対象事業について、乙に対して承継対象事業に係る競業避止義務を負わない。

第10条 (合意管轄)

本契約に関して発生する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (誠実協議)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、両当事者が協議の上定める。

[以下余白]

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印又はこれに代わる電磁的処理を施し、各 1 通を保有する。

2024 年 6 月 25 日

甲： 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GM0 インターネットグループ株式会社
代表取締役グループ代表 熊谷 正寿



乙： 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GM0 アドパートナーズ株式会社
代表取締役 社長執行役員 橋口 誠



別紙

承継対象権利義務明細

1. 資産

甲が効力発生日の直前時(以下「基準時」という。)において、承継対象事業に関して保有する一切の資産

2. 負債及び債務

甲が基準時において承継対象事業に関して保有する一切の負債及び債務(偶発債務、簿外債務その他の潜在債務を含む。)

3. 契約(雇用契約を除く。)

甲が基準時において当事者となっている契約のうち、承継対象事業に関する一切の契約並びにこれらの契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

4. 雇用契約

承継対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

5. 知的財産権

甲が基準時において承継対象事業のみに関して有する一切の商標、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権

6. 許認可等

承継対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上承継可能なもの

別紙2（分割対価の相当性に関する事項）

（1）分割対価の相当性に関する事項

① 交付する株式に関する事項

当社は、本吸収分割に際し、対象事業の対価として当社普通株式257,941,328株を割当交付する予定です。

② 割当内容の根拠及び理由

当社及びGMO-IG（株）は、2024年4月頃、本吸収分割の検討を開始いたしました。なお、当該検討に際しては、本吸収分割における割当ての公正性を担保するため、当社は、大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザー、株式会社 KPMG FAS（以下、「KPMG」といいます。）を第三者算定機関、また、森・濱田松本法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任いたしました。

当社は、KPMGに対し、本吸収分割における株式割当比率に関する算定を依頼し、KPMGによる算定結果並びにフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社及びGMO-IG（株）の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案したうえで、GMO-IG（株）と交渉・協議を重ねてまいりました。

そして、当社においては、第三者算定機関であるKPMGによる株式割当比率の分析、並びに、GMO-IG（株）と利害関係を有しない当社の社外取締役であり監査等委員である岩濱みゆき氏、杉野知包氏、鮎川拓弥氏の3名によって構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）から2024年6月24日付で受領した答申書の内容を踏まえ、最終的に当社株式257,941,328株（当社の株式価値を1とした場合の株式割当比率16.00に相当。以下、「本株式割当比率」といいます。）を対価とする本吸収分割を行うことが妥当であるとの判断に至りました。

なお、本株式割当比率は、KPMGから取得した株式割当比率算定書におけるDCF法及び類似会社比較法による算定結果の評価レンジの範囲内となっており、KPMGから本株式割当比率が当社の一般株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオンも取得していることから、当社として、本株式割当比率は妥当であると考えております。

上記のとおり、当社は、第三者算定機関による算定結果並びにフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつデューディリジェンスの結果等を踏まえて、当社及びGMO-IG（株）それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、本特別委員会から取得した答申書等も踏まえたうえで、割当株数を決定いたしました。

③ 算定に関する事項

（i）算定機関の名称並びに当社及びGMO-IG（株）との関係

当社の第三者算定機関であるKPMGは、当社及びGMO-IG（株）の関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（ii）算定の概要

KPMGは、本吸収分割における株式割当比率の算定に際しての当社の株式価値及び対象事業の価値の分析にあたり、複数の価値分析手法の中から採用すべき分析手法を検討のうえ、当社及び対象事業が継続企業であるとの前提のもと、将来の事業活動の状況を分析に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を、当社及び対象事業と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較法による当社の株式価値及び対象事業の価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用しております。これらの価値分析結果を総合的に勘案して株式割当比率の算定を行っております。KPMGが上記各手法に基づき分析した当社の株式価値及び対象事業の価値の範囲及び当社

の株式価値を1とした場合の株式割当比率の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

当社の株式価値

| | |
|---------|-----------------------|
| DCF 法 | 7,799 百万円 ～ 8,723 百万円 |
| 類似会社比較法 | 5,888 百万円 ～ 9,649 百万円 |

対象事業の価値

| | |
|---------|---------------------------|
| DCF 法 | 111,311 百万円 ～ 152,079 百万円 |
| 類似会社比較法 | 51,591 百万円 ～ 104,247 百万円 |

株式割当比率

| | |
|---------|---------------|
| DCF 法 | 12.76 ～ 19.50 |
| 類似会社比較法 | 5.35 ～ 17.71 |

DCF 法では、当社については、当社事業計画を基礎として、当社が、直近までの動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して作成した、2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期までの財務予測（以下、「当社財務予測」といいます。）に基づき、当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を分析し、当社の株式価値の範囲を 7,799 百万円から 8,723 百万円と分析しています。その際、割引率（加重平均資本コスト）については、株式価値評価実務において一般的に用いられる CAPM（資本資産価格モデル）理論に基づき分析を行っており、9.8%から 10.8%を使用しております。また、継続価値の算定に当たっては、PA（Perpetuity Assumption）法を採用しており、その際、永久成長率については 0.5%から 1.5%を使用しております。

また、DCF 法の採用に当たり前提とした当社財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023 年 12 月期は営業赤字であったものの、2024 年 12 月期において主に業務提供体制の効率化やコスト抑制の影響等により営業赤字の解消を見込んでおります。なお、本吸収分割の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当社財務予測及び価値分析には加味されております。

対象事業については、対象事業の事業計画を基礎として、GMO-IG（株）が、直近までの動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して作成した、2024 年 12 月期から 2026 年 12 月期までの財務予測（以下、「対象事業財務予測」といいます。）に基づき、対象事業が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象事業の価値を分析し、対象事業の価値の範囲を 111,311 百万円から 152,079 百万円と分析しています。その際、割引率（加重平均資本コスト）については、株式価値評価実務において一般的に用いられる CAPM（資本資産価格モデル）理論に基づき分析を行っており、7.2%から 8.2%を使用しております。また、継続価値の算定に当たっては、PA（Perpetuity Assumption）法を採用しており、その際、永久成長率については 0.5%から 1.5%を使用しております。

また、DCF 法の採用に当たり前提とした対象事業の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、既存事業の堅調な見直しに加えて GPU ホスティング事業の収益化による成長を見込んでおり、2025 年 12 月期において営業利益が 61.2%の大幅な増益となることを見込んでおります。なお、本吸収分割の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、対象事業財務予測及び価値分析には加味されております。

KPMG が DCF 法による分析の前提とした当社財務予測及び対象事業財務予測については、KPMG が当社又は GMO-IG（株）との間で複数回質疑応答を行う等して、その内容をレビューしており、また、下記「⑤ 利益相反を回避するための措置」の「(i) 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会がその内容等の合理性を確認しております。

類似会社比較法では、当社については、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社の株式価値の範囲を 5,888 百万円から 9,649 百万円と分析しています。当社と類似性があると判断される上場会社として、主に事業内容等を検討した結果、株式会社セプテーニ・ホールディングス、株式会社 CARTA HOLDINGS、株式会社ファンコミュニケーションズ、株式会社デジタルホールディングス、株式会社アドウェイズ、株式会社フリークアウト・ホールディン

グス及び株式会社インタースペースを選定し、企業価値に対する EBITDA の倍率及び時価総額に対する純利益の倍率 (PER) を用いて株式価値を分析しております。

対象事業については、対象事業と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象事業の価値を分析し、対象事業の価値の範囲を 51,591 百万円から 104,247 百万円と分析しています。対象事業と類似性があると判断される上場会社として、主に事業内容等を検討した結果、株式会社インターネットイニシアティブ、さくらインターネット株式会社、フリービット株式会社及び株式会社朝日ネットを選定し、企業価値に対する EBITDA の倍率及び時価総額に対する純利益の倍率 (PER) を用いて対象事業の価値を分析しております。

KPMG は、当社の株式価値及び対象事業の価値の分析に際して、当社及び GMO-IG (株) から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、当社の株式価値及び対象事業の価値の分析に重大な影響を与える可能性がある事実で KPMG に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、KPMG は当社、当社の子会社又は関連会社及び対象事業の資産及び負債 (デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。) について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価及び鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定に依頼も行っていません。また、かかる分析において参照した当社財務予測及び対象事業財務予測については、当社及び GMO-IG (株) により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる分析は 2024 年 6 月 24 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

(iii) フェアネス・オピニオンの概要

当社は、KPMG より、上記「② 割当内容の根拠及び理由」に記載の本株式割当比率が当社の一般株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン (以下「本フェアネス・オピニオン (KPMG) 」といいます。) を取得しております。本フェアネス・オピニオン (KPMG) は、当社財務予測に基づく株式価値分析結果及び対象事業財務予測に基づく対象事業の価値の分析結果に照らして、本株式割当比率である 16.00 が、当社の一般株主の皆様にとっての公正価値 (フェア・バリュー) であることを意見表明 (以下、「本意見表明」といいます。) するものです。なお、本フェアネス・オピニオン (KPMG) は、当社財務予測及び対象事業財務予測を含む財務情報の分析及び検討並びに当社及び GMO-IG (株) との質疑応答を経て KPMG により実施された当社の株式価値分析結果、対象事業の価値分析結果の検討及び左記分析結果を基に算定した株式割当比率の検討に加えて、エンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

本意見表明は、当社及び GMO-IG (株) が提出した情報及び公開情報が全て正確かつ完全であることを前提としており、KPMG は、それらの正確性及び完全性に関する独自の検証を行っていません。また、当社、当社の子会社又は関連会社及び対象事業の個別の資産及び負債 (偶発債務を含みます。) について、KPMG は、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書等の提供も受けておりません。KPMG は、当社及び対象事業の財務諸表について、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査手続を含む一切の監査、検証手続を実施しておらず、当社及び対象事業にかかわる財務情報について監査意見を表明する立場にはありません。当社及び GMO-IG (株) により開示された情報に重大な誤りが存在する場合、あるいは、当社の株式価値及び対象事業の価値の分析に重大な影響を与える可能性がある事実で、本意見表明日現在で KPMG に対して未開示の事実が存在する場合には、KPMG の意見の基礎となる当社の株式価値及び対象事業の価値の分析結果が大きく異なる可能性があります。本意見表明の内容は、本意見表明日現在の経済環境、規制環境、市場環境等を前提としたものであり、同日以降の変化が、当社の株式価値及び対象事業の価値の分析に重大な影響を及ぼす可能性があります。KPMG は、本意見表明の内容を更新、変更又は再確認する義務を負いません。

本意見表明は、当社財務予測及び対象事業財務予測の見積りが、それぞれ、本意見表明日現在における当社及び GMO-IG (株) 経営陣の最善の予測と判断に基づき合理的に作成さ

れた最も合理的で説明可能な財務予測であることを前提としており、KPMGは、かかる財務予測の前提及び実現可能性について何ら意見表明するものではありません。財務予測において前提とした事項や環境が当初の予想通りにはならず、予測と実際の結果に差異が生じることは通常であり、それらの差異が当社の株式価値及び対象事業の価値に対して重要な影響を与えることがあります。KPMGが行った分析は、こうした財務予測の実現可能性の審査を目的としておりません。また、KPMGは財務予測の見積りに使用された前提条件の妥当性について意見を表明する立場にありません。

本意見表明は、当社取締役会が、本吸収分割の是非につき検討、判断を行う際に考慮されるべき情報の一部を提供する事を唯一の目的として作成されたものであり、他の一切の目的に資するものではありません。また、本意見表明は、当社取締役会が本吸収分割に対して賛同するか否かについてのKPMGの意見を述べるものではありません。加えて、KPMGは本吸収分割以外の取引における当社の株式売買価格を算定あるいは予測するよう求められているものではなく、またそのような点につき、KPMGは意見を表明するものでもありません。

④ 公正性を担保するための措置

GMOアドホールディングス株式会社は、2023年12月31日現在、当社の議決権の47.34%を所有する親会社及び筆頭株主であり、また同社はGMO-IG（株）の子会社であるため、GMO-IG（株）は当社の議決権の47.34%を間接所有、9.66%を直接所有する親会社であることから、本吸収分割は当社において支配株主との取引等に該当いたします。そのため、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本吸収分割の公正性を担保するための措置を実施しております。なお、公正性を担保するための措置として、会社法上必要となる本吸収分割契約の承認に係る株主総会決議を実施するに際し、法定の特別決議の成立要件が充足されることに加え、株主総会に出席した一般株主（GMO-IG（株）と重要な利害関係を共通にしない当社株主）の議決権の過半数の賛同が得られることを決議条件とすること（いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件。以下、「MoM条件」といいます。）の当否についても検討いたしました。①MoM条件を設定する場合には、少数の株式保有をもって本吸収分割を阻止できる状態が生じることを奇貨として本吸収分割を阻止するに足る当社株式の買い集めを行った投資家により、必ずしも当社の企業価値向上に資さない要求（例えば、本吸収分割ではなく、現金での非公開化を要求する）がなされる等、MoM条件が特定の投資家の私的利益を追求するために濫用され、本吸収分割の前提である上場維持との両立を困難にする恐れが強いこと、②仮にMoM条件を設定したとしても、当社の株主構成を前提にすれば、当社一般株主の中のごく一部の株主の意向で本吸収分割を実施するか否かが事実上決まることになり、広く一般株主の意見を確認するというMoM条件に期待される機能を有意に発揮することは期待しにくいこと、③以下に記載する本吸収分割の公正性を担保するための措置及び下記「⑤利益相反を回避するための措置」に記載する措置を講じることにより、一般株主の利益に対する十分な配慮がなされていると考えられることから、当社としましては、MoM条件は設定しないことといたしました。

（i）当社における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本吸収分割における割当ての公正性を担保するため、KPMGを第三者算定機関として選任し、本吸収分割における株式割当比率に関する算定及び本吸収分割における株式割当比率の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、本株式割当比率算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記「③算定に関する事項」の「（ii）算定の概要」を、当該フェアネス・オピニオンの概要は、上記「③算定に関する事項」の「（iii）フェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。

（ii）独立した法律事務所からの助言

当社は、森・濱田松本法律事務所を本吸収分割に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本吸収分割に関する諸手続き並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法

的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及びGMO-IG（株）の関連当事者には該当せず、本吸収分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

上記「④公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社において、本吸収分割は支配株主との取引等に該当し、当社とGMO-IG（株）の間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

(i) 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(ア) 設置の経緯等

当社の取締役会は、本吸収分割の是非を審議及び決議するに先立って、本吸収分割に係る当社の意思決定に慎重を期し、また本吸収分割に関する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反の恐れを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本吸収分割を行う旨の決定をすることが、当社の少数株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、本特別委員会を2024年4月15日に設置し、本特別委員会に対し (a) 本吸収分割の目的の合理性、(b) 本吸収分割に係る対価その他の取引条件の妥当性、(c) 本吸収分割に係る手続きの公正性、(d) 当社取締役会による本吸収分割についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないか認められるか否か（以下、「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

当社は当初から、岩濱みゆき氏、杉野知包氏、鮎川拓弥氏の3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。本特別委員会は、委員間の互選により、本特別委員会の委員長として、岩濱みゆき氏を選定しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしております。

また、当社の取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、以下の権限を付与することを決議しております。

- i. 本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、財務若しくは法務等に関する独自のアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること。なお、特別委員会は、当社のアドバイザーの独立性及び専門性に問題がないことを確認した場合には、当社のアドバイザーに対して専門的助言を求めることができる。
- ii. 当社の役職員及びアドバイザーから本吸収分割に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること。
- iii. 当社の役職員、GMO-IG（株）を含む本吸収分割の関係者その他特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取すること。
- iv. 当社がGMO-IG（株）の間で行う本吸収分割に係る交渉の過程に実質的に関与すること（当社及び当社のアドバイザーに事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示又は要請を行うこと及び自らGMO-IG（株）と交渉を行うことを含む。）。
- v. その他本吸収分割に関する検討及び判断に際して必要であると特別委員会が認める事項を実施すること。

(イ) 検討の経緯

本特別委員会は2024年4月25日から2024年6月24日までに、合計11回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである大和証券、当社の第三者算定機関であるKPMG及び当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認のうえ、その選任を承認しております。また、下記「(ii) 当社における独立した社内検討体制の構築」に記載の当社における検討体制について、独立性及び公正性の観点

から問題がないことを確認のうえ、承認しております。

そのうえで、本特別委員会は、当社及びGMO-IG（株）に対して、本吸収分割の目的・理由、本吸収分割実施後の経営方針等に関する事項のヒアリングを実施しました。また、当社に対して、当社が行った対象事業の財務・法務・ビジネスに関するデューデリジェンスの結果に関するヒアリングを実施しました。なお、KPMGが算定の前提とした当社及び対象事業の事業計画の内容についてヒアリングを行い、委員の全員一致をもってその合理性を確認しております。

このほか、本特別委員会は、当社とGMO-IG（株）の間における本吸収分割に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、当社からその経緯及び内容等について都度報告を受けたうえで、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行う等の方法により、交渉過程に関与しております。

(ウ) 判断内容

本特別委員会は、上記のような経緯のもと、本諮問事項について慎重に検討を行い、2024年6月24日付で、当社取締役会に大要以下の内容の答申書を提出いたしました。

1 答申の内容

- (a) 本吸収分割の目的は合理的であると考えます。
- (b) 本吸収分割に係る対価その他の取引条件は妥当であると考えます。
- (c) 本吸収分割に係る手続は公正であると考えます。
- (d) 当社取締役会による本吸収分割についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えます。

2 答申の理由

(a) 本吸収分割の合理性

本特別委員会が、当社から説明を受けた、本吸収分割の意義・目的並びに本吸収分割により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容をまとめると、概要以下のとおりである。

- ・ GMOインターネットグループは、「すべての人にインターネット」をコーポレートキャッチに掲げ、1995年にGMO-IG（株）が開始したインターネットインフラ事業を中核として、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業を展開しており、当社連結企業集団（当社及び連結子会社4社等で構成する企業集団）は、GMOインターネットグループのインターネット広告・メディアセグメントを構成しており、総合ネットメディア・広告事業として、WEBマーケティング、WEBメディア、アドテクノロジー等のインターネットサービスを提供している。インターネット広告市場は、広告の形態が多様化し続けており、動画広告の利用拡大や、AI及びテクノロジーの更なる活用が期待されるなど、日々劇的に変化している。
- ・ このような事業環境の変化を踏まえ、当社連結企業集団がインターネット広告市場に及ぼす影響力を高め、業界をリードするプロ集団を目指すためには、GMOインターネットグループとしての連携をより強化し、更なる企業価値の向上を目指す必要がある。また、AIや新たなテクノロジーを活用した新商品の開発など、インターネット広告市場にとどまらない、新たな市場機会の創出を目指す必要がある。
- ・ こうした中、GMOインターネットグループにおいて、インターネットインフラ事業のNo.1商材群とその運営ノウハウを有するGMO-IG（株）とインターネット広告・メディア事業の実績とクリエイティブ、アドテクノロジー領域でのノウハウを有する当社が統合することで、双方の強みを最大限に活かした事業展開を行うことを目的に、本吸収分割を実施することとした。
- ・ 本吸収分割の実施により、GMO-IG（株）と当社の顧客基盤を相互活用することで、両社の製品及びサービスのリーチの大幅な拡大が見込まれるほか、当社

のインターネット広告・メディア事業におけるノウハウをGMO-IG（株）のマーケティング活動に適用することで、販売効率、顧客満足度の向上や経営資源の効率化を図ることが可能となる。また、GMO-IG（株）のストック商材の運営ノウハウを当社事業に適用することで、当社のストック商材の開発の加速、競争力の向上も期待できる。

以上を踏まえて、本特別委員会において慎重に審議・検討したところ、本吸収分割の実行は、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するという当社の判断内容に不合理な点は認められず、本吸収分割の意義・目的は正当であると判断するに至った。

(b) 本吸収分割に係る対価その他の取引条件の妥当性

ア 第三者算定機関による算定

- ・ 本吸収分割の株式割当比率は、KPMGから取得した本株式割当比率算定書（KPMG）におけるDCF法及び類似会社比較法による算定結果の評価レンジの範囲内の比率となっている。
- ・ 本特別委員会は、KPMGから、DCF法及び類似会社比較法のそれぞれに用いられた算定方法等について詳細な説明を受けたうえで、評価手法の選択、類似会社の選定方法、株式価値の算定方法について審議・検討を行った結果、いずれも不合理な点は認められなかった。また、本特別委員会は、当社に対して、上記算定の基礎となる当社の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯について質疑応答を行ったうえで検討した結果、不合理な点は認められなかった。上記算定の基礎となる対象事業の事業計画については、KPMGにおいて、GMO-IG（株）と複数回質疑応答を行う等して、その内容をレビューしたうえで、GMO-IG（株）より提供を受けた事業計画を対象事業の事業価値の分析の前提として採用している。

イ フェアネス・オピニオンの取得

さらに、当社は、KPMGから、当社財務予測に基づく株式価値分析結果及び対象事業財務予測に基づく対象事業の価値の分析結果に照らして、本株式割当比率が、当社の一般株主の皆様にとって公正価値（フェア・バリュー）である旨の意見を表明する本フェアネス・オピニオン（KPMG）の提出を受けている。

ウ 発行数量及び株式希薄化の規模

2024年6月25日付「GMOインターネットグループのインターネットインフラ事業の再編に係るGMOインターネットグループ株式会社との吸収分割契約締結に関するお知らせ」（以下「本プレスリリース」という。）の「3.本吸収分割に係る割当ての内容の根拠等」の「（3）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載した事項について、本特別委員会において慎重に審議・検討したところ、本吸収分割の発行数及び希薄化の規模が合理的である旨の当社の説明及び検討結果に不合理な点は認められなかった。

エ 上場維持の見込み

本プレスリリースの「3.本吸収分割に係る割当ての内容の根拠等」の「（4）上場廃止となる見込み及びその事由」に記載した理由から、本吸収分割後に流通株式比率を充足するための方策として考えられる方法及びその実現性を踏まえると、当社は本吸収分割後において当社株式の上場を維持することが合理的であるという当社の分析に不

合理的な点は認められなかった。

オ その他の取引条件の妥当性

本吸収分割に関して、当社の義務履行の前提条件や、GMO-IG（株）の表明保証、誓約事項（スタンダードローンイシューへの対応に関するものを含む。）、補償責任等、同種の取引において承継会社の利益保護の観点から一般に合意される事項がGMO-IG（株）との間で合意されており、過度にGMO-IG（株）に有利な規定は特に見受けられない。

以上を踏まえて、本特別委員会において慎重に審議・検討したところ、本吸収分割に係る対価その他の取引条件は妥当であると判断するに至った。

(c) 手続の公正性

- ・ 当社は、GMO-IG（株）及び本吸収分割の成否からの独立性が認められる当社の独立社外取締役であり監査等委員である3名からなる本特別委員会を設置した。本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、慎重に検討を行った。その過程において、本特別委員会は、当社とGMO-IG（株）の間における本吸収分割に係る協議・交渉について、事前にその方針を確認し、当社からその経緯及び内容等について都度報告を受けたうえで、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行う等の方法により、交渉過程に関与している。このように、本特別委員会の関与の下、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されたうえで、真摯な交渉が行われたと認められる。
- ・ 当社は、当社及びGMO-IG（株）から独立した当社のフィナンシャル・アドバイザーである大和証券から、本吸収分割における割当株式数、GMO-IG（株）との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言を受けるとともに、当社及びGMO-IG（株）から独立した当社の第三者算定機関であるKPMGから、本株式割当比率算定書（KPMG）及び本フェアネス・オピニオン（KPMG）を取得した。
- ・ 当社は、GMO-IG（株）から独立した立場で、本吸収分割に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を当社の社内に構築した。具体的には、GMO-IG（株）の役職員を兼務しておらず、GMO-IG（株）から独立性が認められる役職員を本吸収分割に係る検討、交渉及び判断に関する役職員として選定した。
- ・ 当社は、本特別委員会が承認した、当社及びGMO-IG（株）から独立した当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本吸収分割について手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本吸収分割の諸手続並びに本吸収分割に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けた。
- ・ 当社において、本吸収分割について検討、交渉及び判断に関する役職員として、当社の取締役11名のうち、菅谷取締役、岩濱取締役監査等委員、杉野取締役監査等委員及び鮎川取締役監査等委員を除く取締役7名は、本吸収分割に関して特別の利害関係がある又はその恐れがあるため、利益相反回避の観点から当社の取締役会における本吸収分割に関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場で本吸収分割に係る協議及び交渉に関与していない（但し、当該決議に参加しなかった菅谷取締役、岩濱取締役監査等委員、杉野取締役監査等委員及び鮎川取締役監査等委員を除く取締役7名は、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、当該決議に関して取締役会の定足数を満たしていない可能性があることから、

確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、堀内取締役及び稲葉取締役監査等委員を加えた取締役6名（但し、特別委員会の各委員に係る報酬額決定に関しては、当該委員に代えて橋口取締役を加えた取締役6名）で改めて決議を行っている）。

- ・ 本吸収分割に関して、当社の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断に資する十分な情報開示が予定されている。
- ・ 本吸収分割の公正性を担保するための措置として、本吸収分割契約の承認に係る株主総会決議を実施するに際し、上記「④ 公正性を担保するための措置」に記載した理由により、当社としてMoM条件は設定しないこととしているが、かかる当社の分析について不合理な点はなく、本特別委員会としても異存はない。

以上を踏まえると、本吸収分割に係る手続は公正であるといえる。

- (d) 上記 (a) から (c) の事項を踏まえ、本特別委員会において慎重に審議・検討した結果、本吸収分割には、目的の合理性及び取引条件の妥当性が認められ、かつ、手続に係る公正性も認められる。そこで、本特別委員会は、当社取締役会における本吸収分割についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないとの意見を答申するに至った。

(ii) 当社における独立した社内検討体制の構築

当社は、GMO-IG（株）から独立した立場で、本吸収分割に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本吸収分割に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築しております。具体的には、GMO-IG（株）の役職員を兼務していない、GMO-IG（株）から独立性が認められる役職員を当社において本吸収分割に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員とし、かかる検討体制に独立性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

(iii) 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含みます。）全員の承認

当社の取締役11名のうち橋口誠氏、熊谷正寿氏、堀内敏明氏、安田昌史氏、有澤克己氏、齋藤稔氏及び稲葉幹次氏の7名は、GMO-IG（株）の役員、従業員又は相談役を現在兼務しており、本吸収分割における構造的な利益相反による影響を回避する観点から、本日開催の当社取締役会では、上記7名を除く菅谷俊彦氏、岩濱みゆき氏、杉野知包氏、鮎川拓弥氏の4名の取締役において審議し、その全員一致により本吸収分割を行うことを決議したうえで、取締役会の定足数を確保する観点から、上記7名の取締役のうち、相対的に利益相反の恐れが低いと考えられる堀内敏明氏及び稲葉幹次氏を加えた6名の取締役において改めて審議し、全員一致により本吸収分割を行うことを決議しました。

⑥ 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により当社の資本金及び準備金の額に変動はございません。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは「すべての人にインターネット」を合言葉に、1995年の創業以来一貫して、インターネットのインフラ・サービスインフラの提供に経営資源を集中してきました。インターネットの普及とともにインターネット上のデータ量・トランザクションは級数的に増加し、当社グループの事業機会も拡大し続けたことから、ストック型収益モデルのインターネットインフラ事業が業績を牽引してまいりました。今般の新型コロナウイルス感染症拡大を機にDXの進展やオンライン消費の定着は不可逆的なトレンドとなっており、当社グループのサービスに対するニーズはより一層高まっているものと考えています。

このような事業環境のもと、(1) No.1サービスの集合体となっているインターネットインフラ事業は、対面決済を中心とした顧客基盤が拡大し、決済事業やセキュリティ事業を中心に好調に推移しました。(2) インターネット広告・メディア事業は、自社メディアのPV数や自社商材を介した送客支援が好調さを維持する一方、広告代理においては一部業種の広告需要の縮小があったことにより低調に推移しました。(3) インターネット金融事業は、店頭FXについては、為替相場のボラティリティが高まったことに加え、収益性改善施策が奏功し好調に推移しました。CFDについては世界情勢の影響を受け市況がボラタイルに推移したことに加え、新規銘柄追加などのマーケティングを行った結果、堅調に推移しました。一方、タイ王国での証券事業に関して、貸倒引当金繰入額約31億円の計上がありました。(4) 暗号資産事業は、市況の低迷を受け売買代金が大きく減少し、低調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は258,643百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益は42,471百万円（同2.9%減）、経常利益は45,947百万円（同0.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,191百万円（同7.4%増）となりました。

● 事業セグメント別経営成績

(単位：百万円)

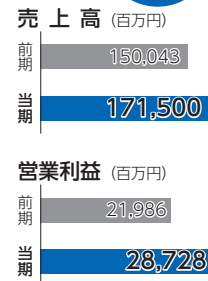
| | | 当連結会計年度 | 前連結会計年度 | 前期比増減率 |
|------|------------------|---------|---------|--------|
| 売上高 | インターネットインフラ事業 | 171,500 | 150,043 | 14.3% |
| | インターネット広告・メディア事業 | 34,665 | 34,061 | 1.8% |
| | インターネット金融事業 | 47,277 | 42,552 | 11.1% |
| | 暗号資産事業 | 4,554 | 6,212 | △26.7% |
| | インキュベーション事業 | 690 | 13,393 | △94.8% |
| | その他 | 4,535 | 3,562 | 27.3% |
| | 調整額 | △4,580 | △4,130 | — |
| | 合計 | 258,643 | 245,696 | 5.3% |
| 営業利益 | インターネットインフラ事業 | 28,728 | 21,986 | 30.7% |
| | インターネット広告・メディア事業 | 1,875 | 2,188 | △14.3% |
| | インターネット金融事業 | 13,756 | 9,292 | 48.0% |
| | 暗号資産事業 | △1,271 | △342 | — |
| | インキュベーション事業 | △140 | 10,095 | — |
| | その他 | △397 | △239 | — |
| | 調整額 | △78 | 765 | — |
| | 合計 | 42,471 | 43,746 | △2.9% |

当連結会計年度のセグメント別の業績は以下のとおりです。

① インターネットインフラ事業

構成比
65.2%

当該セグメントにおいては、インターネットビジネスを手掛けるお客様のビジネス基盤となるサービスをワンストップで提供しています。主な商材は、インターネットにおける住所となる「ドメイン」、データを保管するための「サーバー」、ネットショップ導入のためのプラットフォームを提供する「EC支援」、決済システムを提供する「決済」、これら取引の安全を図る「セキュリティ」です。これら5大商材すべてを自社グループ内で開発・提供しており、いずれも国内トップシェアを有しています。この他、個人向けにインターネット接続サービスを提供するアクセス事業を運営しています。当該セグメントの各事業別の業績は下記のとおりです。



1) ドメイン事業

当該事業は、他のインフラ商材の起点と位置づけており、当社、GMOペパボなどで顧客基盤が着実に拡大しています。当連結会計年度では、販促の強化や海外でのドメイン販売などが寄与し、ドメイン登録・更新数は719万件（前年同期比31.6%増）、当連結会計年度末の管理累計ドメイン数は866万件（同21.6%増）となりました。これらの結果、売上高は9,685百万円（同7.9%増）となりました。

2) クラウド・ホスティング事業

当該事業では、お客様の利用ニーズの多様化に対応するため、当社、GMOグローバルサイン・ホールディングス、GMOペパボなどが共用サーバー、専用サーバー、VPS、クラウドの各サービスにおいて多ブランド展開を行っています。個人向けサーバーの販売が引き続き順調に推移し、当連結会計年度末の契約件数は111万件（前年同期比1.0%増）、売上高は20,217百万円（同9.6%増）となりました。

3) EC支援事業

当該事業では、GMOペパボ、GMOメイクショップなどがネットショップ導入のためのプラットフォームを提供するECプラットフォーム、CtoCハンドメイドマーケット『minne』、オリジナルグッズ作成・販売サービス『SUZURI』、O2O支援サービスなどを展開しています。ECプラットフォームでは、当連結会計年度末の有料店舗数は5.1万（前年同期比10.4%減）と減少しましたが、高価格帯向けのサービスを提供する『Makeshop』ではより高価格帯プランへの転換が奏功したことにより、流通総額は4,876億円（同0.6%減）と微減にとどまっています。これらの結果、売上高は14,274百万円（同6.1%減）となりました。

4) セキュリティ事業

当該事業では、GMOグローバルサイン・ホールディングスを中核として展開するSSLサーバー証明書、電子契約サービス『電子印鑑GMOサイン』などの暗号セキュリティ、GMOサイバーセキュリティbyイエラエで展開するサイバーセキュリティ、そしてGMOブランドセキュリティで展開するブランドセキュリティなど、すべてのひとに安心安全なインターネットを提供するセキュリティサービスを展開しています。『電子印鑑GMOサイン』の契約数・送信件数ともに好調に推移したことに加え、ブランドセキュリティにおける市場需要を取り込んだ大口案件の貢献がありました。これらの結果、売上高は18,212百万円（前年同期比42.9%増）となりました。

5) 決済事業

当該事業では、GMOペイメントゲートウェイを中核として、総合的な決済関連サービスおよび金融関連サービスを提供しています。決済関連サービスは、オンライン課金・継続課金分野におけるEC市場の順調な成長に加え、対面においてもキャッシュレス決済市場の拡大とともに次世代決済プラットフォーム『stera』端末の取り扱いも大幅に増加し決済処理件数・決済処理金額が順調に増大しました。これらの結果、売上高は65,107百万円（前年同期比24.3%増）となりました。

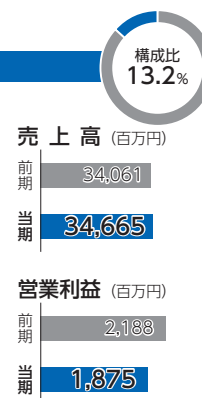
6) アクセス事業

当該事業では、当社が個人向けのインターネット接続サービスを提供しています。商材のセールスマックスの変化はありながらも、自社回線サービス比率が順調に拡大したことで固定回線を中心に堅調に推移しました。これらの結果、当連結会計年度末の契約回線数は226万件（前年同期比0.5%増）となり、売上高は40,221百万円（同3.2%増）となりました。

以上、これらを含めたインターネットインフラ事業セグメントの売上高は171,500百万円（前年同期比14.3%増）、営業利益は28,728百万円（同30.7%増）となりました。

② インターネット広告・メディア事業

当該セグメントにおいては、インターネットビジネスを手掛けるお客様の集客支援サービスを提供しています。当該セグメントの各事業別の業績は下記のとおりです。



1) インターネット広告事業

当該事業では、GMOアドパートナーズ、GMO TECHなどが広告代理、アドプラットフォームの提供など総合的なネット広告サービスを提供しています。広告代理は、一部業種の広告需要の縮小とその対応遅れから低調に推移しました。その結果、売上高は17,584百万円（前年同期比5.5%減）となりました。

2) インターネットメディア事業

当該事業では、GMOメディアなどが自社メディアの運営を通じた広告枠の提供、集客支援サービスを提供しています。自社メディアのPV数の継続的な増加と、自社商材を介した送客支援が好調に推移しました。これらの結果、売上高は12,026百万円（前年同期比16.5%増）となりました。

以上、これらを含めたインターネット広告・メディア事業セグメントの売上高は34,665百万円（前年同期比1.8%増）、営業利益は1,875百万円（同14.3%減）となりました。

③ インターネット金融事業

当該セグメントにおいては、GMOフィナンシャルホールディングスの連結子会社であるGMOクリック証券を中核として、個人投資家向けのインターネット金融サービスを展開しています。当連結会計年度末における店頭FX取引口座数は、149.1万口座（前年同期比4.5%増）、証券取引口座が52.3万口座（同3.6%増）、CFD取引口座数は20.0万口座（同8.2%増）と増加しています。店頭FXは、市況のボラティリティが高まったことや収益性の改善施策が奏功したことにより好調に推移しました。また、CFD取引では世界情勢の影響を受けコモディティ価格のボラティリティが上昇し売買代金と収益ともに高水準で推移しています。一方、タイ王国での証券事業において貸倒引当金繰入額約31億円を計上し利益を押し下げました。

以上、インターネット金融事業セグメントの売上高は47,277百万円（前年同期比11.1%増）、営業利益は13,756百万円（同48.0%増）となりました。

構成比
18.0%

売上高 (百万円)

前期 42,552

当期 47,277

営業利益 (百万円)

前期 9,292

当期 13,756

④ 暗号資産事業

構成比
1.7%

当該セグメントにおいては、暗号資産の「マイニング」、「交換」、「決済」に関わる事業を展開しています。当該セグメントの各事業別の業績は下記のとおりです。

売上高 (百万円)

前期 6,212

当期 4,554

営業利益 (百万円)

前期 △342

当期 △1,271

1) 暗号資産マイニング事業

当該事業では、マイニングセンターの運営をおこなっています。ハッシュレートの継続的な上昇などの外部要因により収益性は低調な状態が続いています。その結果、売上高は577百万円（前年同期比67.3%減）となりました。

2) 暗号資産交換事業

当該事業では、GMOフィナンシャルホールディングスの連結子会社であるGMOコインなどが、暗号資産の現物取引、レバレッジ取引などを提供しています。当連結会計年度末における取引口座数は、60.1万口座（前年同期比9.9%増）と、顧客基盤が順調に拡大しています。売買代金については、市況影響を受けて引き続き低調に推移しています。これらの結果、売上高は3,824百万円（同7.9%減）となりました。

以上、これらを含めた暗号資産事業セグメントの売上高は4,554百万円（前年同期比26.7%減）、営業損失は1,271百万円（前年同期は342百万円の営業損失）となりました。

⑤ インキュベーション事業

構成比
0.3%

当該セグメントにおいては、GMOベンチャーパートナーズを中核として、キャピタルゲインを目的とした国内外のインターネット関連企業への投資、事業拡大への支援、企業価値向上支援を行っています。保有する投資有価証券の一部売却があり、売上高は690百万円（前年同期比94.8%減）、営業損失は140百万円（前年同期は10,095百万円の営業利益）となりました。

売上高 (百万円)

前期 13,393

当期 690

営業利益 (百万円)

前期 10,095

当期 △140

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、22,441百万円であり、インターネットインフラ事業においては7,915百万円、インターネット広告・メディア事業においては613百万円、インターネット金融事業においては1,302百万円、暗号資産事業においては21百万円及びその他事業においては12,588百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、以下のとおり社債発行を行い、総額で598億円の資金調達を行いました。

GMOインターネットグループ(株)

| 銘柄 | 発行年月 | 発行総額 | 利率 | 償還期限 |
|-----------|-------------|-------|--------|-------------|
| 第6回無担保社債 | 2023年3月15日 | 100億円 | 年1.60% | 2028年3月15日 |
| 第7回無担保社債 | 2023年3月7日 | 90億円 | 年1.60% | 2028年3月7日 |
| 第8回無担保社債 | 2023年6月15日 | 100億円 | 年1.48% | 2028年6月15日 |
| 第9回無担保社債 | 2023年6月15日 | 20億円 | 年1.90% | 2030年6月14日 |
| 第10回無担保社債 | 2023年12月22日 | 180億円 | 年1.57% | 2027年12月22日 |

上記の他、GMOフィナンシャルホールディングス(株)が2023年4月及び6月に総額98億円、GMOペパボ(株)が2023年3月に10億円の無担保社債をそれぞれ発行いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特段に記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

特段に記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特段に記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特段に記載すべき事項はありません。

2. 対処すべき課題

(1) 全社戦略

① グループシナジーの追求

当社グループは、当社含む連結106社で企業集団を構成する総合インターネット企業グループです。環境変化の激しいインターネット市場において、「権限の分散」によるスピード経営を実践するとともに、当社グループの創業の精神である「スピリットベンチャー宣言」を含む「GMOイズム」の共有、グループシナジーの創出などを通じ、当社グループのもつ経営資源の効率的な活用を目指してまいります。

② AI活用の加速

当社グループは、2014年に最初のデータサイエンティストを採用して以来、金融関連データの解析をはじめとするAIの研究・開発を推進し、多くの成果を上げてきました。2022年11月の「ChatGPT」の登場により、変わる世界を予感し、いち早くグループ全体でその積極的な活用を開始しました。①時間とコストの節約、②既存サービスの質向上、③AI産業への新サービス提供を軸として、日々最新のAI情報をキャッチアップしながら「AIで未来を創るNo.1企業グループへ」を目指した取り組みを加速させています。

③ グローバル展開の推進

当社グループでは、ドメイン事業における「shop」、セキュリティ事業におけるSSLサーバー証明書などが本格的な海外展開を果たしております。今後さらに成長性の高い海外市場を取り込むために、海外市場においても「総合インターネットグループ」としての地位を確立することが重要となります。この点、希少性の高い一文字ドメイン「Z.com」をグループ統一ブランドとして活用することで、インターネットインフラ事業、インターネット金融事業、暗号資産事業の海外展開を加速し、海外市場における事業基盤の確立を目指してまいります。

(2) 事業戦略

① インターネットインフラ事業

当該セグメントにおいては、顧客ニーズを捉えた商材・サービスを提供するため、開発体制を内製化し、個人・法人・地方公共団体など、お客さまがインターネット上で情報発信・経済活動を行なうための基盤となるサービスを、ワンストップで提供しております。その大半がストック型の商材であり、当社グループの強固な収益基盤となっております。引き続き、顧客ニーズを捉えたサービスの開発に取り組むとともに、サイバーセキュリティサービスの付加、運用・サポート体制の拡充などを通じて、顧客満足度の向上を目指します。

② インターネット広告・メディア事業

当該セグメントにおいては、インターネットでビジネスを手掛けるお客さまの集客支援サービスを提供しています。複雑化・多面化するインターネット広告市場の変化に対応すべく、アドテクノロジー分野の強化、自社商材・自社メディアの開発強化を進めてまいります。

③ インターネット金融事業

当該セグメントにおいては、システムの開発、保守、運用を内製化することでコスト優位性を実現しています。主力商材であるFXでは、取引ツールの強化、取引コスト低減を通じた顧客利便性の向上に加え、グループ会社間のシナジーによる収益性改善の取り組みを通じ、持続的成長を目指します。また、CFDはFXに次ぐ第二の主力商材として台頭しており、さらなる認知度向上に向けたマーケティング施策を行うとともに、他の商品とのクロスセル施策を進めています。

④ 暗号資産事業

当該セグメントにおいては、マイニング、交換、決済の領域で事業を展開しております。まず、マイニングについては、自社でマイニングセンターの運営を行っており、既存アセットを活用した投資回収を継続してまいります。次に、交換（主にGMOコインで展開する暗号資産交換事業）については、金融事業で培った技術力・ノウハウを活用することで、暗号資産の交換所・取引所を展開し、国内No.1を目指します。最後に決済については、ステーブルコイン（GYEN・ZUSD）の発行に関する許認可を米国金融当局から2020年12月に獲得しており、取扱高拡大に向け、海外暗号資産取引所との提携を継続してまいります。

(3) 技術開発

インターネット関連技術は、技術の進歩が著しく、競争の激しい分野であり、技術優位性をもって先見的・コスト優位性のあるサービスを継続的に創り出すことが重要な経営課題と捉えています。この点、技術力の源泉は、サービスを創り出すエンジニア・クリエイター・ディレクターであり、当社グループは、エンジニア・クリエイター・ディレクターを「グループの宝」・「人財」として尊重する組織・制度作りに積極的に取り組むことで、その採用・育成に引き続き注力します。なお、エンジニア・クリエイター比率の目標値は60.0%、当期末の値は50.1%となっております。

(4) サステナビリティ経営の推進

当社グループは「すべての人にインターネット」をコーポレートキャッチとして掲げ、創業以来一貫してインターネットのインフラ、サービス・インフラというインターネットの”場”の提供に経営資源を集中してまいりました。インフラ事業者としての事業活動を継続すること自体が社会課題の解決につながると考えております。当連結会計年度には、「すべての人にインターネット」の実現に向け、取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を特定しました。今後もサステナビリティ経営の高度化に努めてまいります。

健康経営に関する取り組み

取り組むべき重要課題（マテリアリティ）のなかでも、人的資本に関する戦略には力を入れており、その一環として、健康経営に注力しております。ひとりひとりのパートナーが活躍できる環境がNo.1サービスを生み出すという考えのもと、パートナーが心身ともに「健康」であることが、ステークホルダーの「幸せ」の実現には欠かせません。パートナーの健康維持・増進に取り組むことで、100年単位で続く企業グループを目指してまいります。



3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

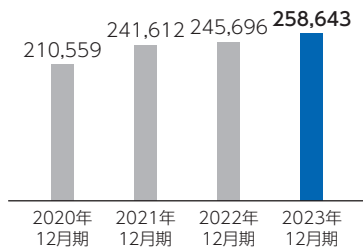
(単位：百万円)

| 区 分 | 2020年12月期 | 2021年12月期 | 2022年12月期 | 2023年12月期 (当連結会計年度) |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|------------------------|
| 売上高 | 210,559 | 241,612 | 245,696 | 258,643 |
| 営業利益 | 27,893 | 41,164 | 43,746 | 42,471 |
| 経常利益 | 27,136 | 43,393 | 46,025 | 45,947 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 10,284 | 17,527 | 13,209 | 14,191 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 93.00 | 159.69 | 123.21 | 133.33 |
| 総資産 | 1,070,544 | 1,418,936 | 1,542,740 | 1,757,636 |
| 純資産 | 100,114 | 140,402 | 154,688 | 172,839 |
| 1株当たり純資産 (円) | 465.94 | 670.99 | 676.28 | 777.50 |

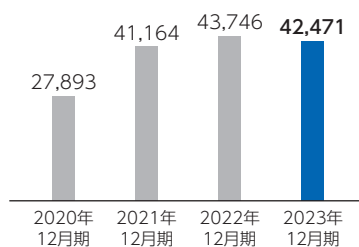
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(注) 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年12月期の期首から適用しており、2022年12月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

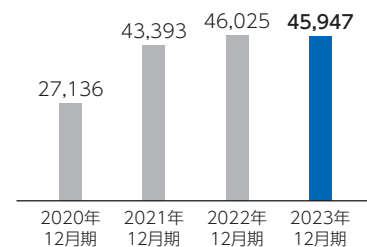
■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)

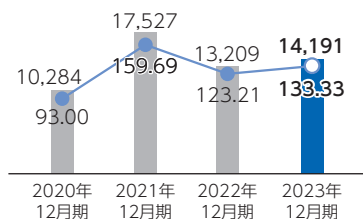


■ 経常利益 (百万円)

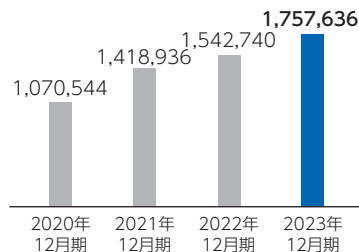


■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

● 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)

● 1株当たり純資産 (円)



(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

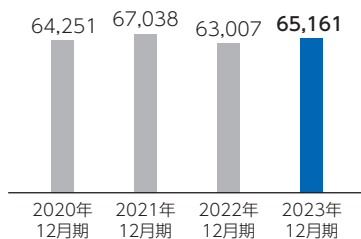
(単位：百万円)

| 区 分 | 2020年12月期 | 2021年12月期 | 2022年12月期 | 2023年12月期 (当 期) |
|----------------|-----------|-----------|-----------|--------------------|
| 売上高 | 64,251 | 67,038 | 63,007 | 65,161 |
| 営業利益 | 5 | 4,275 | 1,232 | 947 |
| 経常利益 | 7,207 | 14,681 | 15,669 | 11,851 |
| 当期純利益 | 7,040 | 11,828 | 6,001 | 7,698 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 63.66 | 107.77 | 55.98 | 72.32 |
| 総資産 | 111,893 | 165,115 | 220,777 | 261,827 |
| 純資産 | 20,184 | 29,870 | 20,613 | 23,827 |
| 1株当たり純資産 (円) | 184.75 | 272.51 | 193.14 | 224.44 |

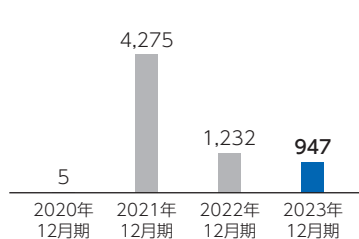
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(注) 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年12月期の期首から適用しており、2022年12月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

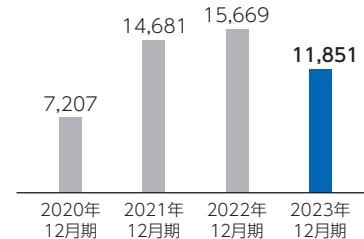
■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)

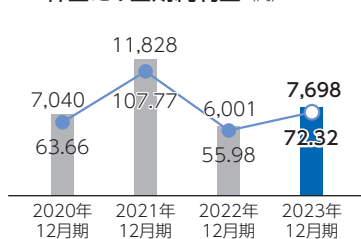


■ 経常利益 (百万円)

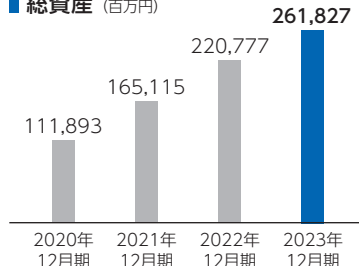


■ 当期純利益 (百万円)

● 1株当たり当期純利益 (円)

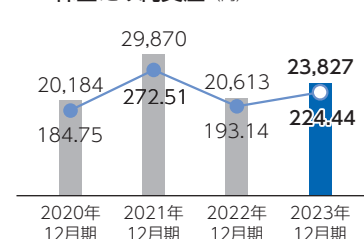


■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)

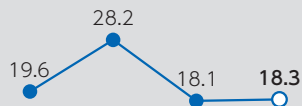
● 1株当たり純資産 (円)



ご参考 その他主要な経営指標

ROE（自己資本利益率）

(%)



2020年12月期 2021年12月期 2022年12月期 2023年12月期

1株当たり配当金

■ 増配・記念配当 (円)



2020年12月期 2021年12月期 2022年12月期 2023年12月期

DOE（純資産配当率）

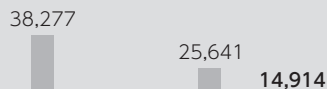
(%)



2020年12月期 2021年12月期 2022年12月期 2023年12月期

営業活動による キャッシュ・フロー

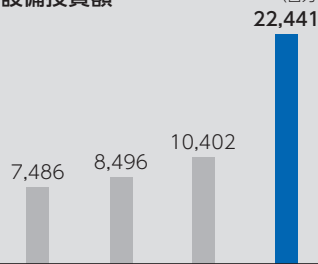
(百万円)



2020年12月期 2021年12月期 2022年12月期 2023年12月期

設備投資額(注)

(百万円)



2020年12月期 2021年12月期 2022年12月期 2023年12月期

フリー・ キャッシュ・フロー(注)

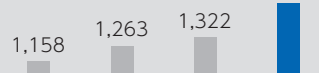
(百万円)



2020年12月期 2021年12月期 2022年12月期 2023年12月期

インフラ契約件数

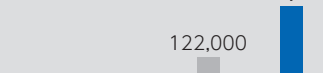
(万件)



2020年12月期 2021年12月期 2022年12月期 2023年12月期

決済流通額

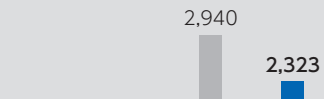
(億円)



2020年12月期 2021年12月期 2022年12月期 2023年12月期

FX 年間取引高

(兆円)



2020年12月期 2021年12月期 2022年12月期 2023年12月期

(注) フリー・キャッシュ・フロー= 営業活動によるキャッシュ・フロー-設備投資額

(注) 設備投資額=有形固定資産、無形固定資産の取得

4. 主要な事業内容

| インターネットインフラ事業 | | |
|-------------------|--|--|
| ドメイン事業 | レジストリ事業、レジストラ事業 | 当社 GMOペパボ株式会社 GMOデジロック株式会社 GMOドメインレジストリ株式会社 |
| クラウド・ホスティング事業 | ホスティングサービス | 当社 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 GMOペパボ株式会社 |
| EC支援事業 | ネットショップ構築ASPサービス、CtoCハンドメイドマーケットの運営、EC事業者・O2O事業者支援サービス等 | 当社 GMOペパボ株式会社 GMOメイクショップ株式会社 GMOコマース株式会社 GMOクリエイターズネットワーク株式会社 |
| セキュリティ事業 | 電子証明書発行サービス、電子契約サービス『電子印鑑GMOサイン』、サイバーセキュリティサービス、ブランドセキュリティサービス | GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 GMO GlobalSign Ltd. GlobalSign NV. GMOサイバーセキュリティbyイエアエ株式会社 GMOブランドセキュリティ株式会社 |
| 決済事業 | 総合的な決済関連サービス及び金融関連サービス | GMOペイメントゲートウェイ株式会社 GMOイブシロン株式会社 GMOペイメントサービス株式会社 GMOフィナンシャルゲート株式会社 |
| アクセス事業 | インターネット接続サービス | 当社 |
| インターネット広告・メディア事業 | | |
| インターネット広告事業 | 総合的なインターネット広告サービス | GMOアドパートナーズ株式会社 GMO TECH株式会社 GMO NIKKO株式会社 |
| インターネットメディア事業 | 自社メディアの開発・運営、SEMメディアの開発 | 当社 GMOアドパートナーズ株式会社 GMO TECH株式会社 GMOペパボ株式会社 GMOメディア株式会社 GMOインサイト株式会社 GMOソリューションパートナー株式会社 GMOビューティー株式会社 |
| インターネットリサーチ・その他事業 | インターネットリサーチ事業 | GMOリサーチ株式会社 |
| インターネット金融事業 | | |
| インターネット金融事業 | オンライン証券取引、外国為替証拠金取引などの運営 | GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 GMOクリック証券株式会社 GMO外貨株式会社 GMO-Z.com Securities (Thailand) Public Company Limited |
| 暗号資産事業 | | |
| 暗号資産交換事業 | 暗号資産の現物取引・レバレッジ取引の運営 | GMOコイン株式会社 |
| 暗号資産マイニング事業 | マイニングセンターの運営 | 当社及び海外子会社 |
| 暗号資産決済事業 | ステーブルコインの提供 | GMO-Z.com Trust Company, Inc. |
| インキュベーション事業 | | |
| ベンチャーキャピタル事業 | インターネット関連企業を中心とした未上場会社への投資事業 | GMO VenturePartners株式会社 |

5. 主要な拠点等

| | |
|----------|----------------------------|
| グループ本社 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー |
| グループ第2本社 | 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号 渋谷フクラス |

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 当社の議 決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|--|--------------|---------------------|------------------------------|
| GMOペイメントゲート ウェイ株式会社 (証券コード：3769) | 13,323 | 40.7 | 決済事業 |
| GMOグローバルサイン・ ホールディングス株式会社 (証券コード：3788) | 916 | 51.8 | クラウド・ホスティング事業 セキュリティ事業 |
| GMOアドパートナーズ株式会社 (証券コード：4784) | 1,301 | 57.0 (注1) | インターネット広告事業 インターネットメディア事業 |
| GMOペパボ株式会社 (証券コード：3633) | 262 | 59.6 (注2) | クラウド・ホスティング事業 EC支援事業 |
| GMOフィナンシャル ホールディングス株式会社 (証券コード：7177) | 705 | 64.4 | インターネット金融事業 |
| GMOリサーチ株式会社 (証券コード：3695) | 299 | 54.6 | インターネットリサーチ事業 |
| GMO TECH株式会社 (証券コード：6026) | 100 | 54.0 | インターネット広告事業 |
| GMOメディア株式会社 (証券コード：6180) | 761 | 65.2 | インターネットメディア事業 |
| GMOフィナンシャル ゲート株式会社 (証券コード：4051) | 1,629 | 56.8 (注3) | 決済事業 |

- (注) 1. 当社子会社であるGMOアドホールディングス株式会社による間接所有を含んでおります。
 2. 当社子会社であるGMOアドパートナーズ株式会社による間接所有を含んでおります。
 3. 当社子会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社による間接所有を含んでおります。

(3) 企業結合の成果

連結子会社は上記の重要な子会社を含め105社（うち5組合）であります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高258,643百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益42,471百万円（同2.9%減）、経常利益45,947百万円（同0.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,191百万円（同7.4%増）となりました。

(4) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) その他

該当事項はありません。

7. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数（名） | |
|------------------|---------|-------|
| インターネットインフラ事業 | 4,116 | (505) |
| インターネット広告・メディア事業 | 1,213 | (121) |
| インターネット金融事業 | 395 | (29) |
| 暗号資産事業 | 80 | (1) |
| インキュベーション事業 | 8 | (-) |
| その他 | 121 | (10) |
| 共 通 | 320 | (28) |
| 合 計 | 6,253 | (694) |

(注) 従業員数の（外書）は、臨時従業員の平均雇用人員数であります。

(2) 当社の従業員の状況

| 区分 | 従業員数 (名) | 前期末比増減 (名) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|--------|----------|------------|----------|------------|
| 男 | 528 | 22減 | 37.2 | 6.9 |
| 女 | 209 | 5減 | 34.1 | 5.3 |
| 合計又は平均 | 737 | 27減 | 36.1 | 6.4 |

(注) 上記のほかに臨時従業員181名がおります。

8. 主要な借入先

(単位：百万円)

| 借入先 | 借入金残高 |
|------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行 | 96,453 |
| 株式会社三井住友銀行 | 95,855 |

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況

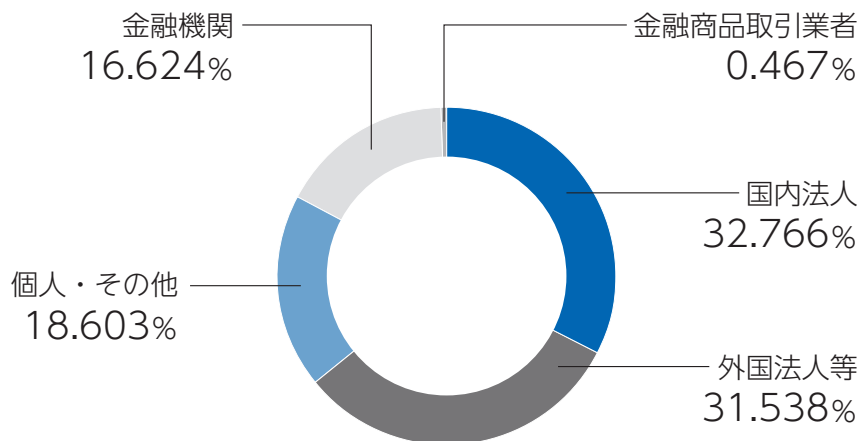
1. 株式の状況

| | | |
|--------------|---------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 270,000,000株 |
| | 第1種優先株式 | 130,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 110,113,337株 |
| (3) 株主数 | | 25,591名 |
| (4) 大株主 | | |

| 株主名 | 持株数(株) | 持株比率(%) |
|---|-----------------|---------|
| 株式会社熊谷正寿事務所 | 普通株式 35,716,600 | 33.64 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 普通株式 12,446,600 | 11.72 |
| 熊谷正寿 | 普通株式 8,990,911 | 8.47 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 普通株式 5,934,500 | 5.59 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 普通株式 4,640,305 | 4.37 |
| CEPLUX - ORBISSICAV | 普通株式 2,269,800 | 2.14 |
| THE BANK OF NEW YORK 133612 | 普通株式 1,848,500 | 1.74 |
| GOVERNMENT OF NORWAY | 普通株式 1,707,763 | 1.61 |
| BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT | 普通株式 1,676,593 | 1.58 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS | 普通株式 1,334,700 | 1.26 |

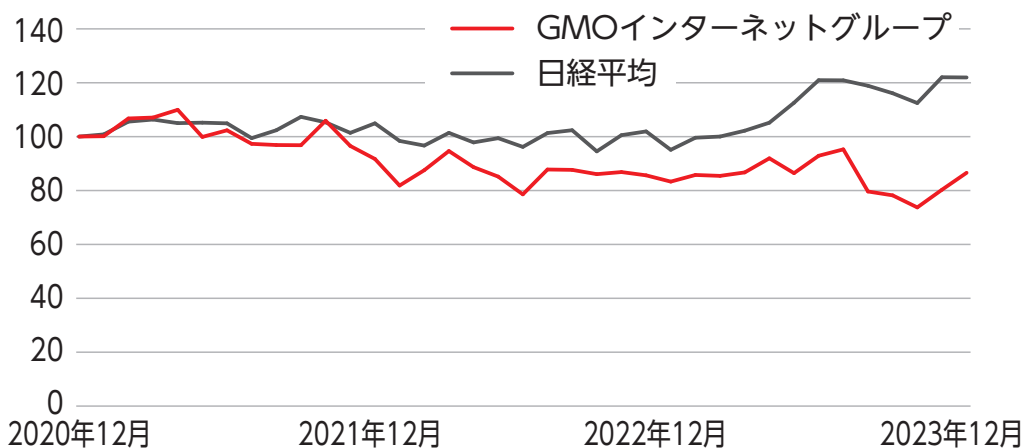
- (注) 1. 2023年12月31日現在において、第1種優先株式の発行はありません。
2. 当社は、自己株式3,951,867株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況



※個人・その他に自己株式（3.589%）が含まれております。

株価の推移（ご参考）



（注）2020年の終値を100として指数化しています。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2023年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------------|-------|---|
| 代表取締役 グループ代表 | 熊谷正寿 | 会長兼社長執行役員・CEO |
| 取締役 | 安田昌史 | グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括 |
| 取締役 | 西山裕之 | グループ副社長執行役員・COO グループ代表補佐 グループ人財開発統括 |
| 取締役 | 相浦一成 | グループ副社長執行役員 グループ決済部門統括 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役 | 伊藤正 | グループ副社長執行役員 グループインフラ部門統括 本体事業統括 暗号資産マイニング事業担当 |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 松井秀行 | GMOメディア株式会社 監査役 GMOリサーチ株式会社 監査役 |
| 取締役 (監査等委員) | 小倉啓吾 | 公認会計士・税理士 小倉公認会計士事務所所長 税理士法人G-Crew代表社員 |
| 取締役 (監査等委員) | 郡司掛 孝 | 税理士 郡司掛孝税理士事務所所長 |
| 取締役 (監査等委員) | 増田 要 | 弁護士 増田パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松井秀行氏は、常勤取締役（監査等委員）であります。監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるために、質の高い社内情報の収集及び会計監査人・内部統制所管部門等との密接な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。
2. 取締役（監査等委員）小倉啓吾氏、取締役（監査等委員）郡司掛孝氏及び取締役（監査等委員）増田要氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役（監査等委員）であり、小倉啓吾氏、郡司掛孝氏及び増田要氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）小倉啓吾氏は公認会計士及び税理士の資格を、取締役（監査等委員）郡司掛孝氏は税理士の資格を、また取締役（監査等委員）増田要氏は弁護士の資格を有しており、それぞれ、法務、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社ではグループ執行役員制度を導入しております。グループ執行役員は、以下のとおりであります。
グループ執行役員には女性2名を含んでおります。
グループ副社長執行役員 グループシステム部門統括 システム統括本部長 山下 浩史
グループ専務執行役員 グループ財務担当 グループ国際化支援室担当 本体事業管理本部長 有澤 克己
グループ専務執行役員 グループ技術者採用・技術広報担当 グループ研究開発本部長 堀内 敏明
グループ常務執行役員 グループ投資戦略・仲間づくり担当 新井 輝洋

グループ常務執行役員 アクセス事業本部長 林 泰生
グループ常務執行役員 ドメイン・ホスティング事業本部長 児玉 公宏
グループ常務執行役員・CBO (Chief Branding Officer) グループ広告部門統括
グループブランド・広報・ファシリティ担当 GMOアドパートナーズ株式会社代表取締役社長執行役員 橋口 誠
グループ執行役員 暗号セキュリティ担当 GMOグローバルサイン株式会社代表取締役社長 中條 一郎
グループ執行役員 GMOあおぞらネット銀行株式会社代表取締役会長 金子 岳人
グループ執行役員 グループ財務部長 稲垣 法子
グループ執行役員 グループ法務部長 川崎 友紀
グループ執行役員 GMOペパボ株式会社代表取締役社長 佐藤 健太郎
グループ執行役員 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社取締役兼代表執行役社長COO 石村 富隆
グループ執行役員 グループ投資戦略室長 内田 朋宏

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び加入子会社の全ての取締役、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しています。役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等、個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害を会社が補償する場合の当該損害、並びに会社が発行する有価証券の売買等に起因して損害賠償請求がなされた場合に会社が被った損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。ただし、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については填補されません。

(4) 当事業年度における取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬制度については、当社グループ全社の経営陣幹部のうち自ら立候補したメンバーで構成される委員会にて、現行の役員報酬制度が当社の企業価値・株主価値を重視した公正な報酬体系であるかについて審議、改訂の可否等を協議しております。この役員報酬制度を策定する委員会にて策定した制度を、3名の独立役員である社外取締役を含む取締役全員が、当該委員会の協議結果を最大限尊重して十分に審議した上で、取締役会にて制定・改訂しております。また、本役員報酬制度は当社においてはグループ執行役員にも適用され、かつ当社グループ全社で導入しており、公正で恣意性を排除した仕組みとして運用することに加え、当社グループ役員全員の報酬額をグループ内の全役職員に開示することにより、役員の職責とその成果に基づく公正な処遇であるかについてモニタリングしております。

取締役報酬は、以下の基本報酬と変動報酬により決定されます。

・基本報酬

- 1) 事業年度毎の業績目標達成に向けた定量項目：売上高・経常利益・配当額等の業績実績数値
- 2) 持続的な成長を促す定量項目：売上高成長率・経常利益成長率等
- 3) 中期的な取組みによる定量項目：顧客継続率・従業員定着率等

上記1)-3)を指標化し多面的に評価した結果で、予め策定済の役位別報酬基準が決定する仕組みとなっております。

・変動報酬

当該年度における各取締役の職責に応じ、各管掌範囲における業績連動数値・行動指標等による個別評価を実施し、基本報酬額に対して上下20%の範囲内で増減されることにより、各取締役の業績、職責とその成果に基づく公平かつ公正な報酬制度を導入しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2020年3月30日開催の2019年12月期定時株主総会において年額15億円以内と決議いただいております。当該決議時点の対象となる員数は16名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年3月20日開催の2021年12月期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。当該決議時点の対象となる員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社では、任意の指名報酬委員会を設置しております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬等については、役員報酬制度を策定する委員会による制度設計及び審議、見直しの結果策定された運用ガイドライン、並びに運用ガイドラインに則って算定された取締役の個人別の報酬額につき、その内容が適切であるか、3名の独立役員である社外取締役が主な構成員となる指名報酬委員会での諮問にかけたのち、株主総会から委任を受けた取締役会が決定する権限を有します。なお、取締役の個人別の報酬額の最終決定については、上記の手続を経たうえで、取締役会から委任を受けた代表取締役が軽微な調整を行う場合があります。軽微な調整を行う場合であっても、その妥当性を指名報酬委員会にて諮問します。監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員会が有します。

④ 当該事業年度に係る取締役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の人数 (人) |
|----------------------------------|-----------------|---------------------|----------|----------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 賞与 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役） | 346 (一) | 346 (一) | — (一) | — (一) | 4 (一) |
| 監査等委員である取締役 （うち社外取締役） | 34 (23) | 34 (23) | — (一) | — (一) | 4 (3) |

(注) 1. 期末現在の人員数は、取締役5名、取締役（監査等委員）4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役1名が在任しているためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）小倉啓吾氏は、小倉公認会計士事務所所長及び税理士法人G-Crew代表社員を兼職しております。当社と小倉公認会計士事務所及び税理士法人G-Crewの間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）郡司掛孝氏は、郡司掛孝税理士事務所所長を兼職しております。当社と郡司掛孝税理士事務所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）増田要氏は、増田パートナーズ法律事務所代表パートナーを兼職しております。当社と増田パートナーズ法律事務所との間に特別の関係はありません。

② 主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|------------------|---------|--|
| 取 締 役 (監査等委員) | 小 倉 啓 吾 | 当期開催の取締役会26回のうち25回に出席し、また、当期開催の監査等委員会13回のうち全てに出席し、主に公認会計士・税理士として税務・財務及び会計に関する専門的な知識を有しており、会計のエキスパートとして当社の健全な企業経営のための発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、当期に開催した委員会3回のうち全てに出席いたしました。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 郡 司 掛 孝 | 当期開催の取締役会26回のうち21回に出席し、また、当期開催の監査等委員会13回のうち全てに出席し、主に税理士として税務・財務に関する専門的な知識を有しており、当社の適正な会計処理のための発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員として、当期に開催した委員会3回のうち全てに出席いたしました。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 増 田 要 | 当期開催の取締役会26回のうち23回に出席し、また、当期開催の監査等委員会13回のうち全てに出席し、主に弁護士として企業法務、コンプライアンス問題に精通しており、法律問題に関する専門知識と経験に基づき当社の健全なガバナンス体制維持のための発言を行っております。また、任意の指名報酬委員会の委員長として、当期に開催した委員会3回のうち全てに出席いたしました。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 284百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 919百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 上記②の他、前連結会計年度の監査に係る追加報酬の額が38百万円あります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター等の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した取締役（監査等委員）は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図る一方、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。また、持続的な成長のための積極的な事業投資と株主の皆様への利益配分を継続してまいります。

当社は株主の皆様への利益還元を明確にするために、株主還元に関する基本方針を「総還元性向50%を目標とする。①配当については、配当性向の目標を連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の33%以上とし、②自己株式取得については、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の50%から配当総額を引いた金額を目標に、業績及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、株価水準に応じて機動的に実施する。」としております。

また、株主の皆様へいち早く経営成果を還元できるように、四半期配当制度を導入しております。

この方針に基づき、当連結会計年度においては、第1四半期は12.2円、第2四半期は7.5円、第3四半期は10.2円、期末配当は14.2円をそれぞれお支払いしておりますので、当連結会計年度における年間配当金は1株につき44.1円（配当性向33.1%）となりました。

当社は、連結当期純利益に対する配当性向33%を目途に、四半期ごとに配当することを目標としておりますが、業績予想を行うことが困難であるため、現時点における配当予想額が未定となっております。配当予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示を行う予定です。

ご参考 1 株当たり配当金の推移

| (円) | | 1 Q | 2 Q | 3 Q | 4 Q | 配当総額 |
|-------|-----|------|------|------|------|------|
| 2021年 | 普通配 | 17.1 | 12.2 | 10.8 | 12.6 | 52.7 |
| 2022年 | 普通配 | 19.6 | 28.0 | 0.0 | 0.0 | 47.6 |
| 2023年 | 普通配 | 12.2 | 7.5 | 10.2 | 14.2 | 44.1 |

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、文書管理規程及びセキュリティーポリシーに基づき、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的情報により電磁的に記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとに同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理及び保管を行います。

監査等委員及び内部監査部門は、その権限において、文書等の閲覧及び謄写を行うことができます。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、リスク管理に関する規程を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。

また、当社では、取締役を構成員（社外取締役は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議又は決議する経営会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。

さらに、「リスク管理委員会」を設置して、当該会議体を原則毎月開催することにより、当グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めると同時に、「ビジネスリスクコミティ」を設置し、当グループ各社との対話を通じて、個社ごとに生じうるリスクを検知・モニタリングできる仕組みを構築しております。

③ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするために、2002年3月26日より、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を1年と定め、毎年一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その職務執行の効率性を向上させております。

定例の経営会議及び幹部職会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

④ 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、培ってきたマインドを「GMOイズム」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「コンプライアンス宣言」を制定し法令・社会倫理を遵守し、コンプライアンスの体制の確立を確保します。

経営意思決定並びに職務執行の報告の場である取締役会及び経営会議において、全ての議題に監査等委員の意見を求め、適法性の確認を行っております。

「コンプライアンス研修」を定期的を実施し、また、「GMOヘルプライン制度」を設け、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

内部監査部門は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて監査を実施しております。

⑤ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、当社企業グループ全社の社長を含めた、幹部職会議を原則毎週開催し、当社企業グループ各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っています。

当社企業グループ各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、グループ会社管理に関するルールに定める一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会又は経営会議に報告することにより、企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。

また、グループ各社にコンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見及び自浄作用の実効性を図り、グループ全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組むとともに、「ビジネスリスクコミッティ」においてグループ各社との対話を行うことにより、適正な業務運営が行われているかモニタリングする仕組みを構築しております。

さらに、内部監査部門にて、当社企業グループ各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。

なお、四半期に1回、グループのコンプライアンスの状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正を確保するよう努めております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在当社では、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を設けておりませんが、内部監査部門のスタッフが監査等委員会と連携し、監査等委員会はこの連携体制のもとで監査を実施しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会又は監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員会又は監査等委員への報告に関する体制

当社では、監査等委員が取締役会はもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しています。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査等委員に報告することとしています。

また、監査等委員は、当社の会計監査人から会計監査並びに内部監査部門から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

⑧ 子会社の取締役及び使用人が監査等委員会又は監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員会又は監査等委員への報告に関する体制

当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、監査等委員、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役、監査等委員を介して又は直接に、当社の取締役、監査等委員、使用人等に報告することができる体制を整備することとしています。

⑨ 前2号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役（監査等委員であるものを除く。）又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。

監査等委員は、報告した使用人の移動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）にその理由の開示を求めることができるものとします。

⑩ 当該監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けています。

また、会計監査人並びに内部監査部門とも定期的に打ち合わせを設けています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 内部統制システム全般

内部監査部門が、当社及び当社グループ各社の業務監査と内部統制監査を通して内部統制システム全般の整備・運用状況を評価し、改善を進めております。

② コンプライアンス及びリスクマネジメント

当社及び当社グループの取締役及び実務担当者にてグループコンプライアンス会議を、当社取締役及び実務担当者によりリスク管理委員会を定期的に開催しております。

グループコンプライアンス会議では、当社グループ各社の法令遵守体制の整備状況及び法令遵守の状況等について報告がなされております。この報告のほか、時事問題等を取り上げ、当社グループとしての取組み方針や、教育・周知方針及びその取組状況について議論がなされております。また、リスク管理委員会では、国内外のBCP対応状況の報告やその方針検討、労務関連問題や内部通報制度に基づく是正措置等の状況報告がなされ、規程類の改変や実運用状況を取り纏め、定期的に取締役会に報告しております。

加えて、当社取締役、管理部門役職者及び担当者による「ビジネスリスクコミティ」を設置し、グループ各社と対話を行い、各社ごとの個別のビジネスリスクやコンプライアンス遵守状況をより深く把握、モニタリングする仕組みを設けております。

③ 取締役会及び経営会議

当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択しております。また、独立役員である社外取締役の割合が取締役会全体の3分の1以上となる構成としております。監査等委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、全てのステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制の構築を目指します。

当社では、機動性の高い業務執行体制構築のため、法令又は定款等によって取締役会の決議事項とすべき事項及びこれに準ずる事項として、独自に基準を定め、取締役会で決議することが妥当であるとする事項を取締役会規程により明確化し、取締役会で決議するべき事項以外で経営上重要な決議事項を審議する会議体として、代表取締役を含む業務執行取締役、常勤監査等委員その他グループ執行役員を含む経営陣幹部によって構成される経営会議を設置しております。

④ 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役が過半数を占め、経営監視の役割を担っております。監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告、指示することができる体制としております。また、会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と業務執行部門の業務執行の状況を監査、監督しております。

監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

また、監査等委員である社外取締役の全員は、指名報酬委員会にも属し、取締役及びグループ執行役員の指名・報酬決定プロセスにおいて、その公正性を諮問し、取締役及びグループ執行役員の指名・報酬決定の客観性・透明性を担保します。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、特定グループ（注1）による大規模買付行為（注2）を受け入れるか否かの判断は、最終的には、当社株式を保有する株主の皆様によってなされるべきものと考えております。

そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者（注3）から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠であると考えております。

当社グループは「すべての人にインターネット」のコーポレートキャッチのもと、成長性の高いインターネット市場に経営資源を集中しております。①インターネットインフラ事業、②インターネット金融事業、③インターネット広告・メディア事業、④暗号資産事業を中心として、総合的なインターネットサービスを提供しており、これらの事業はそれぞれが独立したものではなく、相互に有機的に一体として機能することによって相乗効果が生じ、より高い企業価値を創造していると考えております。また、インターネット関連技術は技術革新の進歩が極めて速く、それに応じた業界標準及び顧客ニーズも急速に変化しております。したがって、当社の経営は、上記のような事業特性及びインターネットサービスに関する高度な専門知識を前提とした経営のノウハウ、並びに、技術革新に対応するための優れた技術、能力を有する従業員、有機的一体的企業結合体の中で各事業を担うグループ会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者

による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から提供された情報だけではなく、当社の事業特性等を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要であると考えております。

以上の考え方にに基づき、当社取締役会といたしましては、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を策定した上で、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、これを評価・検討して取締役会としての意見を取りまとめて公表することが、当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値に資すると考えております。当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合、又は、当社株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものとしたします。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は上記(1)記載の基本方針（以下、「基本方針」といいます。）の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。当社は、『すべての人にインターネット』をコーポレートフィロソフィーキャッチに、たゆまぬベンチャー精神のもと、『インターネットの文化・産業とお客様の笑顔・感動を創造し、社会と人々に貢献する』を企業理念として掲げております。

当社はこの企業理念を具現化するため、すなわち、お客様の笑顔・感動を創造するため、最高のサービスをより多くのお客様に提供することに注力いたしております。

当社グループでは、ドメイン、レンタルサーバーや決済、セキュリティなど数多くの事業（サービス）においてナンバーワンの実績をあげており、そのお客様の多様なニーズ、特にインターネットビジネスに取組むお客様が求める、導入から活用そして集客までを当社グループで一貫して完結できる基盤が整っております。これらの事業を有機的に結合し、相乗効果を最大化させる取組みにより企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上を目指しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当

社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合、又は、当社株主総会において株主の皆様のご承認をいただけた場合には、対抗措置を発動することがあること等を定めております。

当社は、2006年3月13日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決定し、その後、毎年の当社定時株主総会の後最初に開催される当社取締役会の決定により、対応方針を継続して参りました。そして、外部環境の変化、金融商品取引所その他公的機関の対応及び近時の裁判例の動向等を十分に検討し、また市場参加者等のご意見も傾聴しながら総合的に判断した結果、2023年3月24日開催の社外取締役3名を含む当社取締役会において、2022年7月19日に改定した対応方針を継続することを決定いたしました。なお、対応方針の内容につきましては、以下のとおりです。

① 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付者が、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要且つ十分な情報を提供すること、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設けること、大規模買付者はかかる期間が経過するまで（株主意思確認株主総会（下記②イ（ロ）に定義されます。以下同じです。）が開催される場合には、当該株主意思確認株主総会の終結時まで）大規模買付行為を開始できないことを主な内容としています。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

イ 情報提供

大規模買付者には大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断及び取締役会の評価・検討のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、まず当社宛に、意向表明書をご提出いただくこととし、これをもとに、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。

ロ 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間（初日不算入）、その他の大規模買付行為の場合には90日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまで（株主意思確認株主総会が開催される場合には、当該株主意思確認株主総会の終結時まで）、大規模買付行為を開始できないものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

イ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(イ) 取締役会の判断により対抗措置を発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を守ることを目的として、新株予約権の発行及び/又は新株発行等、会社法その他の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置は原則として、新株予約権の無償割当てによるものとしませんが、その時点で相当と認められるものを選択することになります。

なお、新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権に、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件（大規模買付者を含む特定グループは当該新株予約権を行使できないものとする等）を設けることがあります。

(ロ) 株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置を発動する場合

上記（イ）の場合のほか、当社取締役会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であっても、対抗措置の発動の是非について株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非について株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、又は、(b)下記③に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関するご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

ロ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

(イ) 取締役会の判断により対抗措置を発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主の皆

様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は当社株主の皆様
の利益及び当社の企業価値を守るために対抗措置を講じることがあります。

(ロ) 株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置を発動する場合

上記(イ)の場合のほか、当社取締役会は、(a)大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の
企業価値を著しく損なうと認められる場合であって、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是
非について株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、又は、(b)下記
③に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した
場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関するご判断を株主の皆様に行ってい
ただくことができるものとします。

ハ 株主意思確認株主総会を招集する場合の取り扱い

当社取締役会は、上記イ(ロ)又はロ(ロ)に従い株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置
の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意
思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するもの
としますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日におい
て開催するものとします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株
主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の
意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置の発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判
断のために必要と認められる事項を株主の皆様にご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意
思確認株主総会の終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

③ 対抗措置の合理性・公正性を担保するための手続

イ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守
した場合で当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を守るために適切と考える一定の対抗措置を
講じる場合においては、大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損な
うと認められるか否かについて当社取締役会が最終的判断を行う場合があることから、その判断の合理
性・公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置いたし
ました。特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、社外取締役、弁護士、公認会計士、税理士、学識

経験者、投資銀行業務に精通している者及び取締役又は執行役としての経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

□ 当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性・公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、発動すべき具体的な対抗措置の内容を提示した上で、その発動の是非について諮問します。特別委員会は、当該諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告（株主意思確認株主総会を招集することの勧告を含みます。）を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外取締役3名を含む取締役・監査等委員の全員の賛成を得た上で、取締役全員の一致により決定することとします。また、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値に与える影響等を検討するものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提出された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるか否かについて疑義がある場合、又は株主の皆様に対して当社取締役会の代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認めた場合には、上記対抗措置の発動の是非以外の事項についても、任意に特別委員会に諮問することができることとし、特別委員会は、当該諮問に基づき、取締役会が諮問する事項について検討し、取締役会に対して勧告を行います。

ハ 上記□の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値の維持及び向上という観点から発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止・撤回等を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当社取締役会に対して、当該対抗措置を維持することの是非について勧告を行います。取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた検討の結果、当社取締役会が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の

企業価値の維持及び向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、取締役会決議により、対抗措置の中止等の判断を行い、発動した対抗措置を中止・撤回するものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であって、割当期日に係る権利落ち日以降において、当社取締役会が新株予約権の無償割当てを中止する場合、又は、対抗措置を撤回するため割り当てられた新株予約権を当社が無償で取得する場合には、当社株式の価値の希釈化は生じないことから、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った方は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

二 上記②イ（ロ）及び②ロ（ロ）に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、対抗措置の発動の是非について株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関するご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(4) 上記 (2) の取組みについての取締役会の判断

上記 (2) の取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為が行われる危険性を低減させるものと考えられるため、上記 (1) の基本方針に沿うものであります。

また、かかる取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させるための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記 (3) の取組みについての取締役会の判断

① 上記 (3) の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等のための期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を害するおそれのある大規模買付行為を行う大規模買付者に対して対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記 (3) の取組みは、上記 (1) の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の上記 (1) の基本方針に沿うものであると考えております。

② 上記 (3) の取組みは、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保することを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるための取組みであります。また、かかる取組みにお

いては、対抗措置の発動について取締役会による恣意的な判断を防止し、その判断の合理性・公正性を担保するために、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置を発動することを定めており、また、対抗措置を発動するに際しては、当社取締役会としては、大規模買付行為が反社会的勢力等による場合、当社及び当社株主の皆様様の犠牲のもとに大規模買付者が不当な利益を得る蓋然性が高い場合等の、非常に例外的な場合を除き、対抗措置の発動に先立ち、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関するご判断を株主の皆様に行っていただくことを想定しております。したがって、上記(3)の取組みは、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、取締役会の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注1)「特定グループ」とは、(1)①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及び②その共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、並びに(2)①当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及び②その特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。

(注2)「大規模買付行為」特定グループの議決権割合（注4）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）

(注3)「大規模買付者」注2記載の大規模買付行為を行う者をいいます。

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

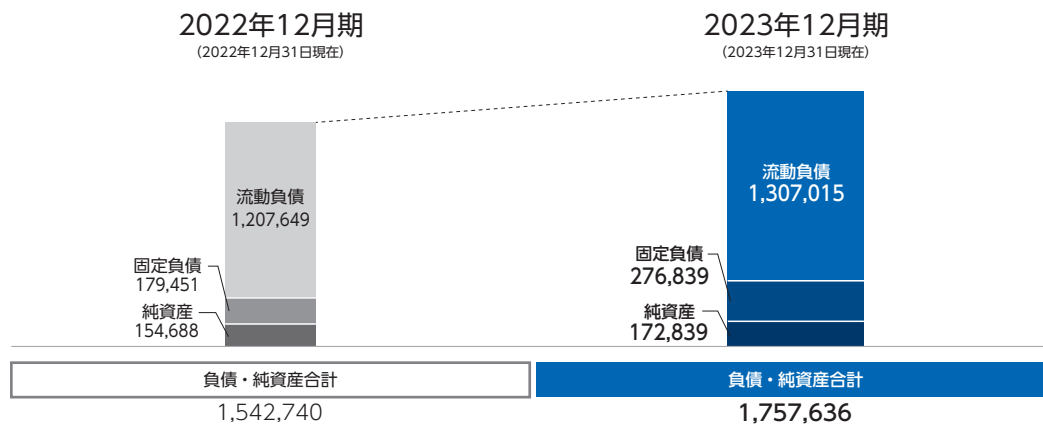
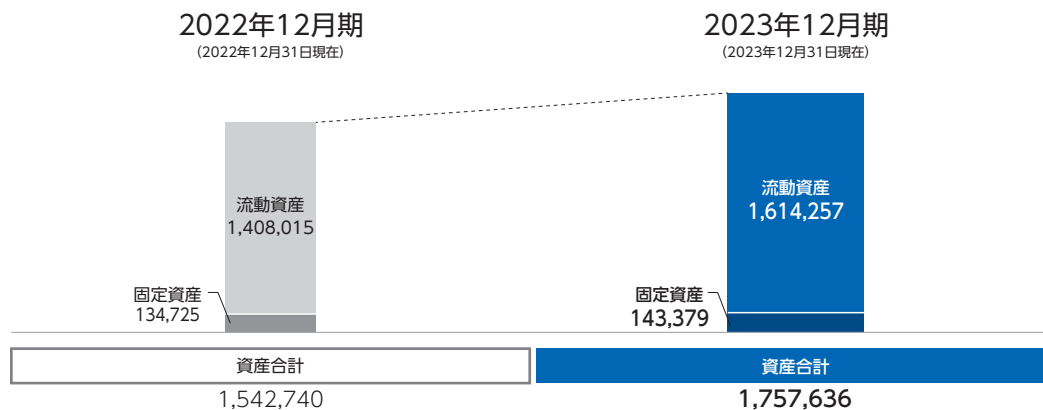
(単位：百万円)

| 科 目 | 2023年12月期 | (ご参考) | 科 目 | 2023年12月期 | (ご参考) |
|-------------------|--------------------|---------------------------------|-------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | 2023年12月31日 現 在 | 2022年12月期 2022年12月31日 現 在 | | 2023年12月期 2023年12月31日 現 在 | 2022年12月期 2022年12月31日 現 在 |
| ● 資産の部 | | | ● 負債の部 | | |
| 流動資産 | 1,614,257 | 1,408,015 | 流動負債 | 1,307,015 | 1,207,649 |
| 現金及び預金 | 393,452 | 341,970 | 支払手形及び買掛金 | 15,124 | 14,430 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 38,133 | 33,963 | 短期借入金 | 184,133 | 201,324 |
| 営業投資有価証券 | 13,260 | 11,724 | 1年内償還予定の社債 | 10,200 | — |
| 自己保有暗号資産 | 17,046 | 4,730 | 1年内返済予定の長期借入金 | 13,188 | 20,693 |
| 利用者暗号資産 | 156,511 | 61,751 | 未払金 | 52,083 | 47,075 |
| 証券業等における預託金 | 511,989 | 486,478 | 預り暗号資産 | 156,511 | 61,734 |
| 証券業等における信用取引資産 | 127,497 | 143,065 | 証券業等における預り金 | 61,555 | 53,573 |
| 証券業等における有価証券担保貸付金 | 12,531 | 12,695 | 証券業等における信用取引負債 | 31,816 | 35,929 |
| 証券業等における短期差入保証金 | 70,719 | 73,975 | 証券業等における受入保証金 | 560,407 | 554,407 |
| 証券業等における支払差金勘定 | 98,051 | 94,219 | 証券業等における受取差金勘定 | 11,677 | 11,259 |
| その他 | 182,679 | 152,029 | 証券業等における有価証券担保借入金 | 15,698 | 26,233 |
| 貸倒引当金 | △7,616 | △8,590 | 未払法人税等 | 7,957 | 7,324 |
| 固定資産 | 143,379 | 134,725 | 賞与引当金 | 2,422 | 2,293 |
| 有形固定資産 | 46,836 | 45,825 | 役員賞与引当金 | 526 | 657 |
| 建物及び構築物（純額） | 14,074 | 13,871 | 契約損失引当金 | — | 6,341 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 6,317 | 6,242 | 前受金 | 1,264 | 3,195 |
| 土地 | 20,805 | 20,805 | 契約負債 | 23,053 | 18,314 |
| リース資産（純額） | 4,415 | 3,959 | 預り金 | 130,175 | 122,657 |
| その他（純額） | 1,224 | 944 | その他 | 29,217 | 20,202 |
| 無形固定資産 | 44,305 | 45,936 | 固定負債 | 276,839 | 179,451 |
| のれん | 15,957 | 17,708 | 社債 | 100,500 | 51,000 |
| ソフトウェア | 15,367 | 11,472 | 転換社債型新株予約権付社債 | 20,550 | 20,770 |
| その他 | 12,980 | 16,756 | 長期借入金 | 144,996 | 97,373 |
| 投資その他の資産 | 52,236 | 42,963 | 繰延税金負債 | 1,145 | 1,319 |
| 投資有価証券 | 30,687 | 29,780 | その他 | 9,647 | 8,988 |
| 繰延税金資産 | 3,872 | 4,053 | 特別法上の準備金 | 942 | 949 |
| その他 | 25,104 | 9,791 | 金融商品取引責任準備金 | 942 | 949 |
| 貸倒引当金 | △7,427 | △662 | 負債合計 | 1,584,797 | 1,388,051 |
| 資産合計 | 1,757,636 | 1,542,740 | ● 純資産の部 | | |
| | | | 株主資本 | 74,115 | 65,843 |
| | | | 資本金 | 5,000 | 5,000 |
| | | | 資本剰余金 | 31,866 | 33,280 |
| | | | 利益剰余金 | 47,416 | 37,730 |
| | | | 自己株式 | △10,166 | △10,166 |
| | | | その他の包括利益累計額 | 8,425 | 6,332 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 3,542 | 3,397 |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | △78 | 48 |
| | | | 為替換算調整勘定 | 4,962 | 2,886 |
| | | | 新株予約権 | 55 | 43 |
| | | | 非支配株主持分 | 90,242 | 82,469 |
| | | | 純資産合計 | 172,839 | 154,688 |
| | | | 負債純資産合計 | 1,757,636 | 1,542,740 |

(注) 2022年12月期は、ご参考（監査対象外）です。

(ご参考) 連結貸借対照表のポイント

(単位：百万円)



資産

当連結会計年度末（2023年12月31日）における資産合計は、前連結会計年度末（2022年12月31日）に比べ214,895百万円増加し、1,757,636百万円となっております。主たる変動要因は、現金及び預金が51,482百万円増加、自己保有暗号資産が12,315百万円増加、利用者暗号資産が94,759百万円増加、証券業等における顧客資産の変動により諸資産（証券業等における預託金・証券業等における信用取引資産・証券業等における有価証券担保貸付金・証券業等における短期差入保証金・証券業等における支払差金勘定）が10,354百万円増加したことであります。

負債

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ196,745百万円増加し、1,584,797百万円となっております。主たる変動要因は、借入金が22,926百万円増加、社債が59,700百万円増加、預り暗号資産が94,777百万円増加、証券業等における顧客資産の変動により諸負債（証券業等における預り金・証券業等における信用取引負債・証券業等における受入保証金・証券業等における受取差金勘定・証券業等における有価証券担保借入金）が247百万円減少、GMOあおぞらネット銀行株式会社の種類株式の取得原価から控除したことにより契約損失引当金が6,341百万円減少したことであります。

純資産

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ18,150百万円増加し、172,839百万円となっております。主たる変動要因は、利益剰余金が9,685百万円増加（親会社株主に帰属する当期純利益の計上により14,191百万円の増加、配当金の支払いにより3,182百万円の減少、自己株式の消却により1,510百万円減少）、為替換算調整勘定が2,076百万円増加、非支配株主持分が7,772百万円増加したことであります。

連結損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 2023年12月期 自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 12 月 31 日 | | (ご参考) 2022年12月期 自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 12 月 31 日 | |
|-----------------|---|---------|--|---------|
| | 売上高 | | 258,643 | |
| 売上原価 | | 105,512 | | 95,809 |
| 売上総利益 | | 153,130 | | 149,886 |
| 販売費及び一般管理費 | | 110,658 | | 106,139 |
| 営業利益 | | 42,471 | | 43,746 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 1,428 | | 584 | |
| 受取配当金 | 1,100 | | 1,099 | |
| 為替差益 | 525 | | 1,371 | |
| 投資有価証券売却益 | 3,702 | | — | |
| 投資事業組合運用益 | 506 | | 195 | |
| その他 | 1,052 | 8,317 | 1,877 | 5,128 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 1,853 | | 922 | |
| 支払手数料 | 558 | | 477 | |
| 持分法による投資損失 | 1,174 | | 414 | |
| デリバティブ損失 | 96 | | 648 | |
| 社債発行費 | 466 | | 32 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 315 | | — | |
| その他 | 376 | 4,842 | 354 | 2,850 |
| 経常利益 | | 45,947 | | 46,025 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | 81 | | 21,127 | |
| 子会社株式売却益 | 24 | | — | |
| 金融商品取引責任準備金戻入額 | 7 | | — | |
| その他 | 2 | 115 | 1,060 | 22,187 |
| 特別損失 | | | | |
| 減損損失 | 1,907 | | 3,290 | |
| 投資有価証券評価損 | 994 | | 507 | |
| 契約損失引当金繰入額 | — | | 6,341 | |
| 金融商品取引責任準備金繰入額 | — | | 25 | |
| その他 | 176 | 3,078 | 386 | 10,552 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 42,983 | | 57,660 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 16,722 | | 19,498 | |
| 法人税等調整額 | 7 | 16,729 | △1,530 | 17,967 |
| 当期純利益 | | 26,254 | | 39,692 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 12,062 | | 26,482 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 14,191 | | 13,209 |

(注) 2022年12月期は、ご参考 (監査対象外) です。

(ご参考) 連結損益計算書のポイント

2022年12月期

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

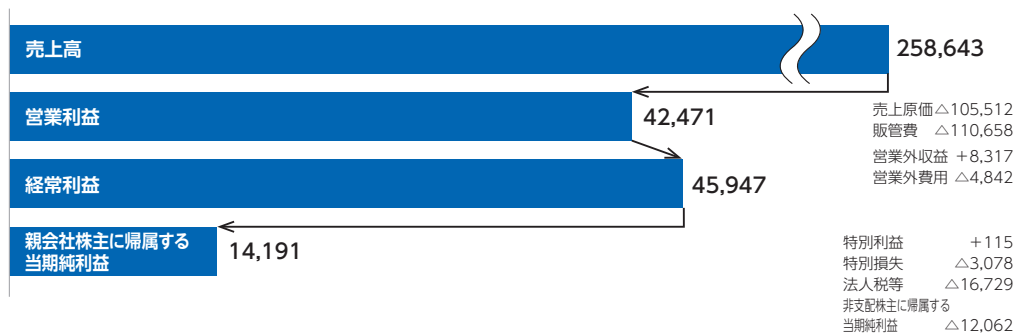
(単位：百万円)



2023年12月期

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)



連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|-------|--------|--------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 5,000 | 33,280 | 37,730 | △10,166 | 65,843 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △3,182 | | △3,182 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 14,191 | | 14,191 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,510 | △1,510 |
| 自己株式の消却 | | △1,510 | | 1,510 | － |
| 連結子会社減少による利益 剰余金増加高 | | | 186 | | 186 |
| 利益剰余金から資本剰余金 への振替 | | 1,510 | △1,510 | | － |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | △1,413 | | | △1,413 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | － |
| 当期変動額合計 | － | △1,413 | 9,685 | △0 | 8,271 |
| 当期末残高 | 5,000 | 31,866 | 47,416 | △10,166 | 74,115 |

(単位：百万円)

| 科 目 | その他の包括利益累計額 | | | |
|--------------------------|------------------|---------|----------|-------------------|
| | その他 有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の 包括利益累計額合計 |
| 当期首残高 | 3,397 | 48 | 2,886 | 6,332 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の消却 | | | | |
| 連結子会社減少による利益 剰余金増加高 | | | | |
| 利益剰余金から資本剰余金 への振替 | | | | |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 144 | △127 | 2,076 | 2,093 |
| 当期変動額合計 | 144 | △127 | 2,076 | 2,093 |
| 当期末残高 | 3,542 | △78 | 4,962 | 8,425 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|-------|---------|---------|
| 当期首残高 | 43 | 82,469 | 154,688 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △3,182 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 14,191 |
| 自己株式の取得 | | | △1,510 |
| 自己株式の消却 | | | － |
| 連結子会社減少による利益 剰余金増加高 | | | 186 |
| 利益剰余金から資本剰余金 への振替 | | | － |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | | △1,413 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 11 | 7,772 | 9,878 |
| 当期変動額合計 | 11 | 7,772 | 18,150 |
| 当期末残高 | 55 | 90,242 | 172,839 |

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 2023年12月期 | | 2022年12月期 | |
|----------------------|--|---------|--|---------|
| | 自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 12月31 日 | | 自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 12月31 日 | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 14,914 | | 25,641 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △16,363 | | △2,828 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 64,975 | | 62,442 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | 3,162 | | 2,933 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | | 66,688 | | 88,187 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 322,229 | | 234,041 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | | 388,917 | | 322,229 |

キャッシュ・フローの変動要因

営業活動においては、14,914百万円の資金流入（前年同期は25,641百万円の資金流入）となりました。これは主に、法人税等の支払により15,279百万円、自己保有暗号資産の増加により12,315百万円の資金流出があった一方、税金等調整前当期純利益42,983百万円の計上の資金流入があったことによるものです。

投資活動においては、16,363百万円の資金流出（前年同期は2,828百万円の資金流出）となりました。これは主に、投資有価証券の売却により20,666百万円の資金流入があった一方、投資有価証券の取得により26,636百万円、有形固定資産の取得により15,726百万円の資金流出があったことによるものです。

財務活動においては、64,975百万円の資金流入（前年同期は62,442百万円の資金流入）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出により21,518百万円、短期借入金の増減により19,847百万円の資金流出があった一方、長期借入による収入により61,700百万円、社債の発行による収入により59,336百万円の資金流入があったことによるものです。

(注) ご参考（監査対象外）です。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 105社（うち5組合）

主要な連結子会社の名称

GMOアドパートナーズ(株)

GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)

GMOペイメントゲートウェイ(株)

GMOペパポ(株)

GMOフィナンシャルホールディングス(株)

GMO TECH(株)

GMOリサーチ(株)

GMOメディア(株)

GMOフィナンシャルゲート(株)

GMOクリック証券(株)

なお、GMO学術サポート&テクノロジー株式会社（2023年12月27日付で株式会社日本学術サポートより商号変更）は株式を新規取得したことにより、GMOグローバルスタジオ株式会社、GMO教えてAI株式会社は設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、GMOカーズ株式会社、株式会社EN他1社は連結グループ内で吸収合併等したことにより、GMO-Z.com Bullion HK Limitedは株式を売却したことにより、GMO-Z.com Pte. Ltd.他1社は清算終了したことにより、その他1社は重要性が乏しくなったことにより連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

パテントインキュベーションキャピタル(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社24社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 3社

主要な持分法適用関連会社の名称

GMOあおぞらネット銀行(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

パテントインキュベーションキャピタル(株)

非連結子会社24社及び関連会社4社(株)ヒューメリアレジストリ他3社)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は以下のとおりであります。

(決算日が9月30日の会社)

GMOペイメントゲートウェイ(株)

GMOイブシロン(株)

GMOフィナンシャルゲート(株)他10社

(決算日が3月31日の会社)

GMO Globalsign Certificate Services Private Limited他3社

(決算日が5月31日の会社)

GMO VenturePartners 4 投資事業有限責任組合他3社

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～53年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産及びのれんを除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産の償却年数についてはその効果の及ぶ期間（5～15年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、合理的に算出した損失見込額を計上しております。

⑤ 金融商品取引責任準備金

一部の連結子会社では、証券事故等による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① インターネットインフラ事業

レンタルサーバー事業では、主にクラウドインフラサービス、ホスティングサービスの販売や保守の提供を行っております。サービス導入までに係る環境構築等の費用はプラットフォームサービスを顧客が利用可能な状態にすることで履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。その後の利用料は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

EC支援事業では、主にネットショップ作成サービスを提供しております。契約期間にわたりサービスを提供する義務があるため、契約に定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

セキュリティ事業では、主に電子認証事業や電子印鑑事業を行っております。電子認証事業では、SSLサーバ証明書などのWebサイト上の証明書発行サービスを提供しており、主として証明書の発行時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。電子印鑑事業では、電子契約サービス「電子印鑑GMOサイン」の販売、導入支援などのサービスを行っており、主として一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

決済事業では、主に決済代行サービスの提供及び決済端末等の物品の販売を行っております。決済代行サービスでは、データ処理の件数又は決済金額等に応じた従量料金については各月の収益として計上し、カスタマーサポート費用、管理費用等の定額料金については当該履行義務が充足される契約期間にわたって収益を計上しております。決済端末等の物品の販売は、物品を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、物品の引渡時点で収益を認識しております。

アクセス事業では、主にインターネット接続サービスを提供しております。契約期間にわたり毎月一定の通信量を顧客に提供する義務を負っており、当該履行義務は契約期間にわたって充足されると判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

② インターネット広告・メディア事業

主に広告主との契約に基づくインターネット広告取次サービスを提供しております。広告主が期待する広告効果を提供しうる広告媒体を継続して手配し、配信状況についての管理・運用を履行する義務を負っており、当該履行義務は広告配信期間にわたり充足されると判断し、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

③ インターネット金融事業

主に個人投資家を対象として株式及び市場デリバティブ取引に係る取次サービスを提供しております。取引規程等に基づいて売買注文の市場への取次を履行する義務を負っており、当該履行義務は約定日に充足されることから、約定日時点（一時点）で収益を認識しております。

④ 暗号資産事業

主に個人投資家を対象として暗号資産の売買及び暗号資産店頭デリバティブ取引に係るサービスを提供しております。取引規程等に基づいて暗号資産の取引所として顧客間の取引の約定成立を履行する義務及び顧客から預かった暗号資産建玉を保管する義務を負っており、当該履行義務はそれぞれ約定日及び営業日が切り替わる時点で充足されることから、約定日及び営業日が切り替わる時点（一時点）で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

i ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ii ヘッジの手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建債務及び外貨建予定取引

b ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

iii ヘッジ方針

将来の為替及び金利の市場変動に起因するリスクを回避することを目的としております。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

iv ヘッジ有効性評価の方法

該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

③ 外国為替証拠金取引の会計処理

外国為替証拠金取引については、取引にかかる決済損益、評価損益及び未決済ポジションに係るスワップポイントの授受を売上高として計上しております。

なお、評価損益は外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表の「証券業等における支払差金勘定」又は「証券業等における受取差金勘定」に計上しております。

また、本邦内における顧客からの預り資産は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第143条第1項第1号に定める方法により区分管理しており、在外連結子会社における顧客からの預り資産は、現地の法令に基づき自己の資産と区分して管理しており、これらを連結貸借対照表の「証券業等における預託金」に計上しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

1. のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、GMO外貨株式会社の買収に伴い計上したのれん及び無形固定資産の「その他」(顧客関連資産)の金額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | |
|------------|-------|
| のれん | 9,018 |
| 無形固定資産 その他 | 5,960 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 連結計算書類に計上した金額の算出方法

GMO外貨株式会社との企業結合取引により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であり、取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。また、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値として算定しております。これらは、いずれもその効果が及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、未償却残高は減損処理の対象となります。

のれん及び顧客関連資産の減損の兆候の把握においては、株式取得時の事業計画と実績の比較に基づき、超過収益力等の著しい低下の有無を検討しております。

減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

なお、当連結会計年度末において、のれん及び顧客関連資産は減損の兆候はないと判断しております。

② 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額の算定の基礎となる事業計画における過去の経営成績を勘案した売上高成長率、無形固定資産に計上された「顧客関連資産」の当該資産から得られる将来キャッシュ・フローにおける既存顧客の残存率、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー及び「顧客関連資産」から得られる将来キャッシュ・フローのそれぞれが見積値から乖離するリスクについて反映するための割引率を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の減損損失を認識する可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、GMOサイバーセキュリティbyイエラエ株式会社の買収に伴い計上したのれんは、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | |
|-----|-------|
| のれん | 6,253 |
|-----|-------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 連結計算書類に計上した金額の算出方法

GMOサイバーセキュリティbyイエラエ株式会社との企業結合取引により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であり、取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。

のれんの減損の兆候の把握においては、株式取得時の事業計画と実績の比較に基づき、超過収益力等の著しい低下の有無を検討しております。減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

なお、当連結会計年度末において、のれんは、減損の兆候はないと判断しております。

② 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんは、金額の算定の基礎となる事業計画における顧客数及びエンジニア人員計画を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの減損損失を認識する可能性があります。

3. 貸倒引当金の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社であるGMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limitedにおいて当連結会計年度に計上した貸倒引当金の金額及び貸倒引当金繰入額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | |
|------------|-------|
| 貸倒引当金 (固定) | 6,468 |
| 貸倒引当金繰入額 | 3,130 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

連結子会社であるGMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limitedにおいては、信用取引貸付金について、一般債権については予想損失の見積りにより、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に見積もった回収可能額を、債権残高から差し引いた残額を回収不能見込額として計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

連結会計年度末における顧客の返済能力に関する評価及び代用有価証券として差し入れを受けている担保資産における評価を主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

回収可能性の算定にあたっては、現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、個別の顧客の返済能力に関する新たな追加的な情報や経済状況等の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に影響を与える可能性があります。

4. GMOあおぞらネット銀行株式会社に対する投資に含まれるのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社及び連結子会社であるGMOフィナンシャルホールディングス株式会社は当連結会計年度において、当社の持分法適用関連会社であるGMOあおぞらネット銀行株式会社の株式を16,095百万円追加取得し、前連結会計年度において計上していた契約損失引当金6,341百万円を控除した9,753百万円を投資有価証券として計上しております。取得時の投資有価証券とこれに対応する同社の資本との間の差額3,786百万円には、超過収益力を示すのれんが含まれております。のれんはその効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、将来の事業計画を基礎として算出した投資の回収期間を参考に8年で償却しております。

前連結会計年度において計上していた同株式1,448百万円と合わせ、当該株式の当連結会計年度末の連結貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | |
|------------------------------|-------|
| 投資有価証券 (GMOあおぞらネット銀行株式会社) | 9,921 |
| 上記に含まれるのれん | 3,549 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんはその効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却していますが、当該金額に減損の兆候があると判断された場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて、減損損失の認識の要否を判定しております。

直近の状況においてGMOあおぞらネット銀行株式会社の営業活動から生じる損益は継続してマイナスであることから当該のれんには減損の兆候があると判断しておりますが、将来の事業計画及びその達成状況等を基礎とした将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当該のれんに係る減損損失の認識は不要と判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フロー総額の算定の基礎となる事業計画における主要な仮定は、将来の法人預金口座数、ローン残高並びに一口座当たりの為替件数及びデビットカード利用額であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

【追加情報】**暗号資産に関する注記****1. 暗号資産の連結貸借対照表計上額**

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------------------------|------------------|
| 保有する暗号資産 (預託者から預っている暗号資産を除く) | 17,046 |
| 差し入れている暗号資産 (※) | 600 |
| 預託者から預っている暗号資産 | 156,511 |
| 合計 | 174,158 |

(※) 差し入れている暗号資産は、連結貸借対照表上の「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

**2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額
活発な市場が存在する暗号資産**

| | 保有数量 (単位) | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------------|--------------------|------------------|
| イーサリアム | 26,911.907 ETH | 8,659 |
| ビットコイン | 835.723 BTC | 5,013 |
| リップル | 14,037,708.271 XRP | 1,224 |
| ポルカドット | 632,357.520 DOT | 741 |
| ビットコインキャッシュ | 10,441.053 BCH | 383 |
| コスモス | 224,591.062 ATOM | 340 |
| ライトコイン | 21,384.254 LTC | 221 |
| フレア | 60,382,630.861 FLR | 151 |
| ソラナ | 8,225.986 SOL | 121 |
| その他 | — | 788 |
| 合計 | — | 17,646 |

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 23,791百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産

担保に供している資産

| | |
|----------------|------------------|
| 現金及び預金 | 10百万円 |
| 建物及び構築物 | 7,977百万円 |
| 証券業等における信用取引資産 | 8,276百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 85百万円 |
| 土地 | 20,505百万円 |
| 投資その他の資産〔その他〕 | 872百万円 |
| 計 | <u>37,728百万円</u> |

担保に係る債務

| | |
|---------------|-------------------|
| 支払手形及び買掛金 | 2百万円 |
| 未払金 | 333百万円 |
| 短期借入金 | 38,613百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 3,575百万円 |
| 長期借入金 | 60,897百万円 |
| 計 | <u>103,420百万円</u> |

(注) 上記の担保に供している資産の他、連結計算書類上相殺消去されている関係会社株式（子会社株式）29,764百万円を担保に供しております。

(2) 差し入れている有価証券の時価額

| | |
|--------------------|-----------|
| 信用取引貸証券 | 26,444百万円 |
| 信用取引借入金の本担保証券 | 6,216百万円 |
| 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | 15,146百万円 |
| 差入保証金代用有価証券 | 74,859百万円 |

(3) 差し入れを受けている有価証券の時価額

| | |
|--------------------|------------|
| 信用取引貸付金の本担保証券 | 83,933百万円 |
| 信用取引借証券 | 7,624百万円 |
| 消費貸借契約により借り入れた有価証券 | 66,836百万円 |
| 受入保証金代用有価証券 | 312,225百万円 |
| その他担保として受け入れた有価証券 | 74,601百万円 |

3. 保証債務

スタンバイ信用状に係る債務保証

GMOあおぞらネット銀行株

3,197百万円

(注) 外貨建保証債務が197百万円 (1,400千米ドル) 含まれております。なお、外貨建保証債務は当連結会計年度末の為替相場により円換算しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

110,113,337株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 2023年5月11日 取締役会 | 普通株式 | 1,302 | 12.2 | 2023年 3月31日 | 2023年 6月15日 |
| 2023年8月9日 取締役会 | 普通株式 | 797 | 7.5 | 2023年 6月30日 | 2023年 9月21日 |
| 2023年11月14日 取締役会 | 普通株式 | 1,082 | 10.2 | 2023年 9月30日 | 2023年 12月18日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|---------------------|-----------------|---------------|
| 2024年2月13日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,507 | 14.2 | 2023年 12月31日 | 2024年 3月7日 |

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループのうちインターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インキュベーション事業、その他事業を営む会社では、必要な資金は、自己資金、借入及び社債発行により賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、一時的な資金需要の増加に備えて、複数の取引金融機関との当座貸越契約やコミットメントライン契約を締結しております。デリバティブ取引は、後述のリスクを低減するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

また、インターネット金融事業、暗号資産事業を営むGMOフィナンシャルホールディングス(株)及びその連結子会社（以下、「GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団」といいます。）では、一般投資家に対する有価証券取引や外国為替証拠金取引等の金融商品取引サービス及び暗号資産の売買や暗号資産証拠金取引等の暗号資産取引サービスを提供しております。GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団では、これらの業務から発生する資金負担に備えるため、手元流動性の維持に加え、複数の取引金融機関とコミットメントラインを締結し、資金需要に備えております。その他、外国為替取引においてカウンターパーティとの間のカバー取引に必要な差入保証金の一部を、金融機関との支払保証契約に基づく保証状によって代用することにより、資金負担を軽減しております。GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団が提供する外国為替証拠金取引、暗号資産証拠金取引等の店頭デリバティブ取引は、顧客との間で自己が取引の相手方となって取引を行うため、取引の都度、GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団にはポジション（持ち高）が発生します。GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団では発生したそれらのポジションの為替変動リスクや価格変動リスクを低減するため、財政状態を基礎としたポジション限度枠を定め、カウンターパーティーその他の金融機関との間で適宜カバー取引を行うことにより、保有するポジション額をその範囲内に留めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インキュベーション事業、その他事業

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。信用リスクに対しては、当社グループの与信管理の方針に沿ってリスク低減を図っております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券及び組合出資金等であり、純投資目的又は取引先企業との業務又は資本提携等に関連するものであり、発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格変動リスクに晒されております。これらは、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金、株式取得資金、設備資金の調達を目的としたものであります。社債は、資金調達手段の多様化を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建取引や外貨建債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引をしております。デリバティブ取引については、取締役会で基本的な方針を承認し、当該方針に基づき実需の範囲内で取引を実行することとしております。

また、資金調達に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより管理しております。

② インターネット金融事業、インターネット暗号資産事業

GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団が保有する金融商品は、有価証券関連取引又は外国為替証拠金取引及び暗号資産証拠金取引等の店頭デリバティブ取引に付随するものに大別され、信用リスク、流動性リスク、市場リスクを有しております。

イ. 有価証券関連取引について

株式取引における信用取引及び株価指数先物・オプション取引において、顧客との間で発生しうる信用リスク低減のための事前策として、口座開設基準、発注限度額並びに建玉限度額を設け、与信提供に一定の制限を設けております。また、顧客から取引額に対して一定の保証金（金銭又は有価証券）の差し入れを受けております。取引開始後、相場変動により顧客の評価損失が拡大あるいは代用有価証券の価値が下落し、顧客の担保額が必要額を下回った場合、GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団は顧客に対して追加の担保差し入れ（追証）を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、顧客の取引を強制的に決済することで取引を解消します。

強制決済による決済損失が担保額を上回る場合は、顧客に対して超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団は、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。

なお、顧客との間で発生しうる信用リスクをより低減するために、週に一度、信用取引に係る代用有価証券の掛目変更等の見直しを行っているほか、株価指数先物・オプション取引における証拠金率の見直しを行っております。

ロ. 店頭デリバティブ取引について

顧客との間で行われる外国為替証拠金取引や暗号資産証拠金取引等のデリバティブ取引については、取引の都度、GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団にはポジション（持ち高）が発生するため、そのポジションに対し市場リスク（為替変動リスク、価格変動リスク）を有することになります。

また、急激な相場の変動等により、顧客が差入れている証拠金を超える損失が発生する可能性があります。この場合、顧客に対し超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団は、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。

これらのリスクに関して、GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団は顧客との取引により生じる市場リスク（為替変動リスク、価格変動リスク）については、他の顧客の反対売買取引と相殺する店内マリーヤカウンターパーティーとの間で反対売買を行うカバー取引を行うことでリスクの低減を図っております。ただし、システムトラブル等の原因によりカバー取引が適切に行われなかった場合やポジション管理の不備が生じた場合には、ヘッジが行われていないポジションについて市場リスクを有することとなります。

また、顧客との間で発生しうる信用リスクについては、顧客の証拠金維持率（顧客が保有する未決済ポジションの時価に対する証拠金の比率）が一定の値を下回った場合、未決済ポジションを強制決済する自動ロスカット制度を採用することにより、当該リスクの発生可能性を低減しております。

一方、カウンターパーティーとの間で行われるカバー取引については、カウンターパーティーの意向により取引が実行できないという流動性リスクを有しております。また、カウンターパーティーに対する差入証拠金等の金銭債権について、カウンターパーティーの破綻等による信用リスクを有しております。

これらのリスクに関して、GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団では流動性を確保するために複数のカウンターパーティーを選定することにより、流動性リスクを分散しております。また、為替変動リスク、価格変動リスクについては保有しているポジション額を系統的に自動制御しているほか、1営業日に複数回、業務部門において、顧客との取引によって生じるポジション額、自己保有しているポジション額及びカウンターパーティーとの取引により生じるポジション額が一致していることを確認する体制をとる等、GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団各社において定められた方針に基づき管理を行っております。

また、カウンターパーティーの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の社内基準に則りカウンターパーティーを選別し、定期的に格付け情報の変更等の信用状況の変化を確認する等により与信管理を行っております。

八. その他業務全般

関係諸法令の要求に基づき、顧客から預託を受けた金銭は銀行等へ預入又は信託を行う必要がありますが、当該金銭のうち、信託財産は委託先である信託銀行等が破綻に陥った場合でも、信託法によりその財産は保全されることとなっており、信託銀行等の信用リスクからは遮断されております。

また、証券金融会社やカウンターパーティーへの預託が必要となる保証金及び証拠金の差入れや、取引等に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレによる一時的な資金負担の増加に伴い流動性リスクが発生しますが、GMOフィナンシャルホールディングス連結企業集団では手元流動性の維持に加え、複数の取引金融機関からコミットメントライン等を取得し、急激な資金需要に備えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注6）をご参照ください。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------|------------|---------|--------|
| (1) 営業投資有価証券 | 521 | 521 | － |
| (2) 投資有価証券 | 12,795 | 12,795 | － |
| (3) 社債 | 110,700 | 108,818 | △1,881 |
| (4) 転換社債型新株予約権付社債 | 20,550 | 20,331 | △218 |
| (5) 長期借入金 | 158,184 | 157,615 | △569 |
| (6) デリバティブ取引 | 86,308 | 86,308 | － |

（注1）「現金及び預金」「受取手形」、「売掛金」、「証券業等における預託金」、「証券業等における信用取引資産」、「証券業等における有価証券担保貸付金」、「証券業等における短期差入保証金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「証券業等における預り金」、「証券業等における信用取引負債」、「証券業等における受入保証金」、「証券業等における有価証券担保借入金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）社債は1年内償還予定の社債を含めて記載しております。

（注3）長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

（注4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（注5）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注6）市場価格のない株式等

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------------------|------------|
| 営業投資有価証券及び投資有価証券 | |
| 非上場株式 | 26,747 |
| 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 | 3,882 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ
 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|----------|----------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 営業投資有価証券 | | | | |
| 株式 | 433 | － | － | 433 |
| 債券 | － | 87 | － | 87 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 株式 | 12,667 | － | － | 12,667 |
| 債券 | － | 128 | － | 128 |
| デリバティブ取引 | 21 | 86,286 | － | 86,308 |
| 資産計 | 13,123 | 86,502 | － | 99,625 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | |
|---------------|----------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 社債 | － | 108,818 | － | 108,818 |
| 転換社債型新株予約権付社債 | － | 20,331 | － | 20,331 |
| 長期借入金 | － | 157,615 | － | 157,615 |
| 負債計 | － | 286,765 | － | 286,765 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券、投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。主な債券については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定を含む）、転換社債型新株予約権付社債、長期借入金（1年内返済予定を含む）元利金の合計額を同様の資金調達において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

①外国為替証拠金取引関係

外国為替証拠金取引の時価は、連結会計年度末の直物為替相場に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②有価証券関連CFD取引関係

顧客との株価指数先物取引、株価指数CFD取引及び株式取引のCFD時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格を基に当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。取次ブローカー又はカウンターパーティとの株価指数先物取引、株価指数CFD取引及び株式CFD取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。

③商品CFD取引関係

商品先物取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。商品取引の時価は、連結会計年度末の直物相場に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。商品CFD取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格及び直物相場に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④暗号資産証拠金取引関係

暗号資産証拠金取引の時価は、連結会計年度末の市場価格に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑤金利関連

金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、不動産を信託財産としている信託（不動産信託）の受益権を所有しており、信託財産である不動産は東京都における賃貸オフィス等に供されており、

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 連結決算日における時価 |
|------------|-------------|
| 28,457 | 27,934 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であり、有形固定資産の「建物及び構築物（純額）」及び「土地」に含まれております。

2. 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 顧客との契約から 生じる収益 | その他の収益 | 外部顧客への売上高 |
|-----------------------|-------------------|--------|-----------|
| インターネットインフラ事業 | | | |
| アクセス事業 | 40,219 | - | 40,219 |
| ドメイン事業 | 9,656 | - | 9,656 |
| クラウド・ホスティング事業 | 19,644 | - | 19,644 |
| EC支援事業 | 13,861 | - | 13,861 |
| セキュリティ事業 | 18,138 | - | 18,138 |
| 決済事業 | 52,963 | 12,063 | 65,026 |
| その他 | 3,464 | - | 3,464 |
| インターネット広告・メディア事業 | | | |
| インターネット広告事業 | 15,354 | - | 15,354 |
| インターネットメディア事業 | 11,743 | - | 11,743 |
| インターネットリサーチ・その他 事業 | 5,040 | - | 5,040 |
| インターネット金融事業 | 2,230 | 45,021 | 47,252 |
| 暗号資産事業 | | | |
| 暗号資産交換事業 | 907 | 2,916 | 3,824 |
| 暗号資産マイニング事業 | - | 577 | 577 |
| 暗号資産決済事業 | 85 | 68 | 153 |
| インキュベーション事業 | - | 690 | 690 |
| その他 | 1,717 | 2,278 | 3,995 |
| 合計 | 195,026 | 63,616 | 258,643 |

(注) 1. 「その他」の事業は不動産賃貸事業等に係るものであります。

2. その他の収益は、インターネット金融事業、インターネットインフラ事業の決済事業及びインキュベーション事業における、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

| | 金額 |
|---------------------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 33,403 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 37,711 |
| 契約資産（期首残高） | 559 |
| 契約資産（期末残高） | 422 |
| 契約負債（期首残高） | 18,314 |
| 契約負債（期末残高） | 23,053 |

契約資産は、期末日時点で履行義務を充足しているが、請求期限が到来していない対価の額であり、収益の認識に伴って増加し、顧客に対して対価の額を請求した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に各サービスにおいて、顧客から受け取った契約期間分の対価の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、15,122百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 金額 |
|---------|--------|
| 1年以内 | 18,100 |
| 1年超2年以内 | 2,657 |
| 2年超3年以内 | 1,184 |
| 3年超4年以内 | 499 |
| 4年超 | 611 |
| 合計 | 23,053 |

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|------------|----------|
| 1株当たり純資産額 | 777円 50銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 133円 33銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

(信託受益権（固定資産）の取得)

当社は、2023年11月29日の取締役会において、信託受益権（固定資産）を東急株式会社、東急バス株式会社及びCTリアルティ有限会社より取得することを決議し、2023年11月30日に売買契約を締結いたしました。また、2024年1月31日に同信託受益権（固定資産）を取得いたしました。

(1) 信託受益権（固定資産）の取得を行う理由

当社グループの長期的かつ安定的な収益の確保及びグループブランド価値の向上につながると判断したため。

(2) 取得にかかる事項の内容

- ①資産の名称及び種類 世田谷ビジネススクエアに設定された信託受益権（固定資産）の35%
- ②所在地 東京都世田谷区用賀
- ③取得価額 15,206百万円
- ④資金調達方法 金融機関からの借入金

(3) 業績に与える影響

本件による2024年12月期連結業績への影響については軽微であると判断しております。

(株式の取得及び第三者割当増資引受による連結子会社化)

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、株式会社Flatt Securityの株式を既存株主からの取得及び第三者割当増資の引受により取得し、当該会社を連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式引受契約を締結いたしました。

(1) 対象企業の名称及びその事業の内容

- ①対象企業の名称 : 株式会社Flatt Security (以下、Flatt Securityといたします。)
- ②事業の内容 : サイバーセキュリティ関連サービス

(2) 株式取得及び第三者割当増資引受の目的

ビジネスをはじめあらゆる領域でDXが進む半面、企業や組織の情報資産等を狙うサイバー攻撃は日常的に繰り返され、攻撃による情報の漏洩や業務の停止は深刻な社会問題となっています。中核事業であるインターネットインフラ事業のセキュリティ事業では、今後ますます加速するセキュリティのニーズに応えるべく、「すべての人に安心・安全なインターネットを」をスローガンに掲げ、「電子認証セキュリティ」、「サイバーセキュリティ」、「ブランドセキュリティ」など、すべてのひとに安心安全なインターネットを提供するセキュリティサービスを展開しています。

Flatt Securityは2019年のセキュリティ事業開始以来、「開発者のための次世代セキュリティサービスを届け、世界中のプロダクト開発を加速する」をコーポレートキャッチとして、業界を問わず様々な企業のプロダクトセキュリティの取り組みを支援してきた、プロダクトセキュリティのプロフェッショナル集団です。セキュリティプロダクトの自社開発や様々なプロダクト開発企業への支援、徹底したユーザーヒアリングを通じて得た知見をもとに、一つひとつの顧客組織に寄り添った伴走型のプロダクトセキュリティサービスを提供しています。

この度、優秀なセキュリティエンジニアが集い、プロダクトの開発力に強みがあり、業界問わずプロダクトセキュリティにおいて豊富な知見やノウハウを持つFlatt Securityを当社グループに迎えることで、グループの中核である「ドメイン」「クラウド・ホスティング」「決済」などインターネットインフラ事業と、同社のセキュリティプロダクトの強いシナジーを見込んでいます。さらに、サイバーセキュリティ事業を展開するGMOサイバーセキュリティbyイエラエ株式会社との協力による事業展開も見込んでいます。

(3) 株式取得及び第三者割当増資引受の時期

2024年2月29日(予定)

(4) 取得する株式数、取得価額及び異動後の所有株式の状況

- ①取得する株式の数 1,535,619株
- ②取得価額 2,332百万円
- ③取得後の持分比率 66.6%

(自己株式の取得)

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき自己株式の取得について、次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実現を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

(2) 取得にかかる事項の内容

- | | |
|-------------|----------------------|
| ①取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得する株式の数 | 110万株（上限） |
| ③株式の取得価額の総額 | 2,410百万円（上限） |
| ④自己株式取得の期間 | 2024年2月14日～2025年2月7日 |
| ⑤取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(自己株式の消却)

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定による定款の定めに基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| ①自己株式の消却を行う理由 | 株主還元の実現を図るとともに、資本効率の向上を図るため。 |
| ②消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ③消却する株式の総数 | 936,782株（消却前の発行済株式総数に対する割合 0.85%） |
| ④消却予定日 | 2024年3月18日 |
| ⑤消却後の発行済株式総数 | 109,176,555株 |

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 2023年12月期 | (ご参考) | 科 目 | 2023年12月期 | (ご参考) |
|-----------------|--------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | 2023年12月31日 現 在 | 2022年12月期 2022年12月31日 現 在 | | 2023年12月期 2023年12月31日 現 在 | 2022年12月期 2022年12月31日 現 在 |
| ● 資産の部 | | | ● 負債の部 | | |
| 流動資産 | 165,380 | 120,235 | 流動負債 | 53,051 | 90,020 |
| 現金及び預金 | 117,949 | 94,207 | 短期借入金 | 10,903 | 45,000 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 8,242 | 6,858 | 1年内償還予定の社債 | 10,000 | — |
| 前払費用 | 4,806 | 4,720 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,725 | 3,325 |
| 関係会社短期貸付金 | 19,792 | 7,352 | リース債務 | 1,206 | 1,141 |
| その他 | 14,922 | 7,407 | 未払金 | 8,701 | 7,278 |
| 貸倒引当金 | △334 | △310 | 未払法人税等 | 414 | 83 |
| 固定資産 | 96,447 | 100,541 | 契約負債 | 10,534 | 7,959 |
| 有形固定資産 | 41,827 | 40,806 | 賞与引当金 | 83 | 205 |
| 建物 | 12,926 | 12,753 | 契約損失引当金 | — | 3,170 |
| 工具、器具及び備品 | 3,394 | 3,097 | その他 | 7,483 | 21,856 |
| リース資産 | 3,578 | 3,377 | 固定負債 | 184,948 | 110,143 |
| 土地 | 20,781 | 20,781 | 社債 | 90,000 | 51,000 |
| その他 | 1,146 | 796 | 長期借入金 | 87,690 | 52,215 |
| 無形固定資産 | 1,799 | 1,789 | リース債務 | 3,117 | 2,994 |
| ソフトウェア | 1,159 | 683 | 資産除去債務 | 1,436 | 1,214 |
| リース資産 | 129 | 162 | その他 | 2,704 | 2,719 |
| その他 | 511 | 943 | 負債合計 | 238,000 | 200,163 |
| 投資その他の資産 | 52,820 | 57,945 | ● 純資産の部 | | |
| 投資有価証券 | 12,114 | 20,141 | 株主資本 | 20,980 | 17,975 |
| 関係会社株式 | 36,794 | 32,840 | 資本金 | 5,000 | 5,000 |
| その他の関係会社有価証券 | 77 | 92 | 資本剰余金 | 936 | 936 |
| 関係会社長期貸付金 | 4,437 | 5,018 | 資本準備金 | 936 | 936 |
| 繰延税金資産 | 21 | 927 | 利益剰余金 | 25,210 | 22,205 |
| その他 | 2,313 | 2,286 | 利益準備金 | 313 | 313 |
| 貸倒引当金 | △2,939 | △3,359 | その他利益剰余金 | 24,897 | 21,891 |
| 資産合計 | 261,827 | 220,777 | 別途積立金 | 75 | 75 |
| | | | 繰越利益剰余金 | 24,822 | 21,816 |
| | | | 自己株式 | △10,166 | △10,166 |
| | | | 評価・換算差額等 | 2,846 | 2,638 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 2,849 | 2,632 |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | △3 | 5 |
| | | | 純資産合計 | 23,827 | 20,613 |
| | | | 負債純資産合計 | 261,827 | 220,777 |

(注) 2022年12月期は、ご参考 (監査対象外) です。

損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 2023年12月期 自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 12 月 31 日 | | (ご参考) 2022年12月期 自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 12 月 31 日 | |
|-----------------|---|---------------|--|---------------|
| | 売上高 | | 65,161 | |
| 売上原価 | | 42,079 | | 40,589 |
| 売上総利益 | | 23,081 | | 22,417 |
| 販売費及び一般管理費 | | 22,134 | | 21,184 |
| 営業利益 | | 947 | | 1,232 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 430 | | 905 | |
| 受取配当金 | 7,361 | | 11,619 | |
| 投資有価証券売却益 | 3,355 | | 61 | |
| 為替差益 | 426 | | 630 | |
| 業務分担金 | 1,643 | | 1,297 | |
| その他 | 1,353 | 14,569 | 1,038 | 15,553 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 870 | | 469 | |
| 社債利息 | 780 | | 393 | |
| 社債発行費 | 368 | | 32 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,049 | | — | |
| 訴訟関連費用 | 377 | | 11 | |
| その他 | 221 | 3,665 | 209 | 1,116 |
| 経常利益 | | 11,851 | | 15,669 |
| 特別利益 | | | | |
| 固定資産売却益 | 36 | | 0 | |
| 投資有価証券売却益 | 44 | | — | |
| 債務免除益 | 3 | 84 | 229 | 229 |
| 特別損失 | | | | |
| 関係会社株式売却損 | 296 | | 0 | |
| 関係会社株式評価損 | 2,165 | | 5,577 | |
| 契約損失引当金繰入額 | — | | 3,170 | |
| 債権放棄損 | 91 | | 58 | |
| その他 | 74 | 2,627 | 415 | 9,223 |
| 税引前当期純利益 | | 9,307 | | 6,676 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 796 | | 1,144 | |
| 法人税等調整額 | 813 | 1,609 | △469 | 674 |
| 当期純利益 | | 7,698 | | 6,001 |

(注) 2022年12月期は、ご参考（監査対象外）です。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 |
| 当期首残高 | 5,000 | 936 | － | 936 | 313 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | |
| 当期純利益 | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 自己株式の消却 | | | △1,510 | △1,510 | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 1,510 | 1,510 | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | － |
| 当期末残高 | 5,000 | 936 | － | 936 | 313 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|----------|---------|---------|---------|--------|
| | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 75 | 21,816 | 22,205 | △10,166 | 17,975 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △3,182 | △3,182 | | △3,182 |
| 当期純利益 | | 7,698 | 7,698 | | 7,698 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,510 | △1,510 |
| 自己株式の消却 | | | | 1,510 | － |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | △1,510 | △1,510 | | － |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | 3,005 | 3,005 | △0 | 3,005 |
| 当期末残高 | 75 | 24,822 | 25,210 | △10,166 | 20,980 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------------|---------|------------|--------|
| | その他 有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,632 | 5 | 2,638 | 20,613 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △3,182 |
| 当期純利益 | | | | 7,698 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,510 |
| 自己株式の消却 | | | | － |
| 利益剰余金から資本剰余金 への振替 | | | | － |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額） | 217 | △8 | 208 | 208 |
| 事業年度中の変動額合計 | 217 | △8 | 208 | 3,214 |
| 当期末残高 | 2,849 | △3 | 2,846 | 23,827 |

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～53年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能見込期間（4～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社はアクセス事業、ドメイン事業及びクラウド・ホスティング事業を主な事業としております。

(1) アクセス事業

『GMOとくとくBB』などのインターネット接続サービス

(2) ドメイン事業

『お名前.com』で展開するレジストラ事業

(3) クラウド・ホスティング事業

『お名前.comレンタルサーバー』、『ConoHa byGMO』で展開する共用サーバー、VPS、専用サーバー、クラウドの提供・運用・管理・保守を行うホスティングサービス

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) アクセス事業

インターネット接続サービスにおける収益は、主に通信料収入及び販売手数料収入により構成されます。

通信料収入における履行義務は顧客との契約期間にわたって毎月一定の通信量を顧客に提供することであるため、通信料収入は時の経過に応じて収益として認識しております。また、通信料金に係る売上割引については、毎月の通信料収入から控除しております。

販売手数料収入における履行義務はインターネット利用者の契約獲得であるため、販売手数料収入は契約獲得時に収益として認識しております。

(2) ドメイン事業

レジストラ事業における収益は、主にドメイン登録、ドメイン更新等の収入によって構成されます。

当サービスにおける履行義務はドメインの登録・更新及びドメインの利用環境維持であると判断しており、当該収益は時の経過により履行義務が充足されると判断し、契約期間に渡って収益を認識しております。

(3) クラウド・ホスティング事業

ホスティングサービス収入における履行義務は契約期間にわたって毎月一定のサーバーサービスを顧客に提供することであるため、当該収益は時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、契約期間に渡って収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジの手段とヘッジ対象

i 手段 為替予約

対象 外貨建債務及び外貨建予定取引

ii 手段 金利スワップ

対象 借入金利息

③ ヘッジ方針

将来の為替及び金利の市場変動に起因するリスクを回避することを目的としております。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

該当する各デリバティブ取引とヘッジ対象について、債権債務額、ヘッジ取引の条件等を都度評価・判断することによって有効性の評価を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 繰延資産の会計処理

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「訴訟関連費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「関係会社株式売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

【会計上の見積りに関する注記】

(関係会社投融資の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

| 勘定科目 | 当事業年度 |
|-------------------|-----------|
| 関係会社株式 | 36,794百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 2,165百万円 |
| 関係会社短期貸付金 | 19,792百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 4,437百万円 |
| 関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金 | 2,937百万円 |

上記関係会社株式の金額のうち非上場株式の金額は24,293百万円であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。また、関係会社への貸付金については債務者の財政状態等に応じて回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

これらの評価は市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画等に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。評価に用いた仮定は合理的であり、当事業年度末の各残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により株式の減損処理及び貸倒引当金の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式の評価)

1. GMOサイバーセキュリティbyイエラエ株式会社

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

GMOサイバーセキュリティbyイエラエ株式会社の株式の当事業年度末の貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

| 勘定科目 | 当事業年度 |
|--------|-----------|
| 関係会社株式 | 11,716百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

GMOサイバーセキュリティbyイエラエ株式会社の関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しております。

当該関係会社株式の帳簿価額と実質価額を比較した結果、実質価額が帳簿価額を著しく下回っていないため、評価損を認識しておりません。

② 計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定の基礎となる事業計画における顧客数、エンジニア人員計画を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損を認識する可能性があります。

2. GMOあおぞらネット銀行株式会社

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は当事業年度において、当社の関係会社であるGMOあおぞらネット銀行株式会社の株式を8,047百万円追加取得し、前事業年度において計上していた契約損失引当金3,170百万円を控除した4,876百万円を関係会社株式として計上しております。当該金額には、取得時に見込んだGMOあおぞらネット銀行株式会社の超過収益力等が含まれております。

前事業年度において計上していた同株式771百万円と合わせ、当該株式の当事業年度末の貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

| 勘定科目 | 当事業年度 |
|------------------------------|----------|
| 関係会社株式 (GMOあおぞらネット銀行株式会社) | 5,648百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当該関係会社株式は、市場価格のない株式等であり、GMOあおぞらネット銀行株式会社の超過収益力等を含んだ取得原価をもって貸借対照表価額としています。ただし、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行います。

直近の状況においてGMOあおぞらネット銀行株式会社の営業活動から生じる損益は継続してマイナスであります。同社の将来の事業計画及びその達成状況等を基礎とした検討を行った結果、同社の超過収益力等の減少による実質価額の著しい低下は生じていないため、当該関係会社株式の貸借対照表価額の減額を行うことは不要と判断しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力等の減少を検討する際に利用した事業計画における主要な仮定は、将来の法人預金口座数、ローン残高並びに一口座当たりの為替件数及びデビットカード利用額であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、翌事業年度において超過収益力等の減少による実質価額の著しい低下が生じた場合には、関係会社株式評価損を認識します。

【貸借対照表に関する注記】

| | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,830百万円 |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| (1) 担保に供している資産 | |
| 関係会社株式 | 1,009百万円 |
| 建物 | 7,951百万円 |
| 土地 | 20,505百万円 |
| (2) 上記に対応する債務 | |
| 借入金 | 10,000百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 945百万円 |
| 長期借入金 | 40,515百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| (1) スタンドバイ信用状に係る債務保証 | |
| GMOあおぞらネット銀行(株) | 1,598百万円 |
| (注) 外貨建保証債務が98百万円(700千米ドル)含まれております。なお、外貨建保証債務は当事業年度末の為替相場により円換算しております。 | |
| (2) 関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証 | |
| GMOアセットマネジメント(株) | 12,200百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 36,099百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 4,437百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 6,095百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 1,146百万円 |

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------------|----------|
| 売上高 | 4,312百万円 |
| 売上原価 | 1,175百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 7,106百万円 |

営業取引以外の取引による取引高

| | |
|---------------|----------|
| 関係会社からの営業外収益 | 9,969百万円 |
| 関係会社に対する営業外費用 | 460百万円 |
| 関係会社に対する特別利益 | 38百万円 |
| 関係会社に対する特別損失 | 387百万円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の数

| | |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,951,867株 |
|------|------------|

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

| | |
|-----------------|--------|
| (繰延税金資産) | |
| 貸倒引当金 | 997 |
| 減価償却超過額 | 83 |
| 投資有価証券評価損 | 88 |
| 関係会社株式評価損 | 7,631 |
| 賞与引当金 | 25 |
| 前受金 | 502 |
| 資産除去債務 | 439 |
| 契約負債 | 2,187 |
| その他 | 33 |
| 繰延税金資産小計 | 11,989 |
| 評価性引当額 | △8,996 |
| 繰延税金資産合計 | 2,993 |
| (繰延税金負債) | |
| その他有価証券評価差額金 | △1,257 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △330 |
| 契約資産 | △108 |
| 前払費用 | △1,276 |
| その他 | 1 |
| 繰延税金負債合計 | △2,971 |
| 繰延税金資産の純額 | 21 |

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|------------------------|---------------------------|----------------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社 | GMOグローバルサイン・ホールディングス㈱ | (所有) 直接 51.8 | 役員の兼任 資金の預り | 資金の預り(注1) | 2,650 | | |
| | | | | 資金の返却(注1) | 2,650 | | |
| | | | | 利息の支払(注1) | 1 | | |
| 子会社 | GMOペイメントゲートウェイ㈱ | (所有) 直接 40.7 | 役員の兼任 資金の預り | 資金の返却(注1) | 13,030 | | |
| | | | | 利息の支払(注1) | 35 | | |
| 子会社 | GMO ENGINE㈱ | (所有) 直接 98.9 間接 1.1 | 役員 兼 務 | 有価証券の譲渡 (注2) | 2,827 | | |
| 子会社 | GMO-Z.com Delaware LLC | (所有) 直接 100.0 | 資金援助 | 資金の貸付(注1) | 6,132 | 関係会社短期貸付金 | 6,043 |
| | | | | 資金の回収(注1) | 2,684 | 関係会社長期貸付金(注3) | 415 |
| | | | | 利息の受取(注1) | 125 | その他の流動資産 | 276 |
| 子会社 | GMOアセットマネジメント㈱ | (所有) 直接 100.0 | 役員 兼 資金援助 債務保証 | 資金の貸付(注1) | 7,181 | 関係会社短期貸付金 | 7,156 |
| | | | | 利息の受取(注1) | 32 | 関係会社長期貸付金 | 24 |
| | | | | 土地の譲渡(注4) | 12,153 | その他の流動資産 | 32 |
| | | | | 金融機関からの借入金に対する債務保証(注5) | 12,200 | | |
| | | | | 債務保証料の受取(注5) | 25 | その他の流動資産 | 25 |

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付及び預りにつきましては、市場金利及び調達金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。

(注2) 有価証券の譲渡対価については、対象会社の財政状態を参考に1株当たりの価格を決定しております。

(注3) GMO-Z.com Delaware LLCの貸付金に対し、貸倒引当金415百万円計上しており、当事業年度において貸倒引当金繰入額を415百万円計上しております。

(注4) 土地の譲渡価額については、不動産鑑定評価額及び市場価格を勘案し決定しております。

(注5) GMOアセットマネジメント㈱の金融機関からの借入金に対する債務保証を行ったものであり、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。なお、債務保証料率は市場金利等を勘案して決定しております。

2. 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|------------|--------|---------------|-----------|-------------------|-----------|-------------|-----------|-----|-----------|
| 役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む） | (株)熊谷正寿事務所 | 東京都渋谷区 | 3 | 資産運用管理 | (33.65) | 資産の賃借 | 航空機及び船舶の利用料 | 370 | 未払金 | 11 |

(注) 航空機及び船舶の利用料については、他社のサービス内容及び価格を勘案し取引条件を設定しており、社内での適切なプロセスにより決定した金額の範囲内で運用しております。

【収益認識に関する注記】

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|------------|----------|
| 1株当たり純資産額 | 224円 44銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 72円 32銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

(信託受益権（固定資産）の取得)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式の取得及び第三者割当増資引受による連結子会社化)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(自己株式の取得)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(自己株式の消却)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

GMOインターネットグループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部直哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鵜田直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOインターネットグループ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOインターネットグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

GMOインターネットグループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部直哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中計士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴫田直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOインターネットグループ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえその内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

GMOインターネットグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松井秀行 ㊟

監査等委員 小倉啓吾 ㊟

監査等委員 郡司掛孝 ㊟

監査等委員 増田要 ㊟

(注) 監査等委員小倉啓吾、郡司掛孝及び増田要は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上